

キツネ狩りの政治学^(*)…イギリスの動物保護政治

成 廣

孝

- 一 はじめに
- 一・一 先行研究
- 一・二 動物保護運動・政策の歴史…二〇世紀初頭まで
- 二 動物保護の政治過程
- 二・一 政策分野
- 二・二 アクター
- 三 政策過程のパターン
- 三・一 利益団体と官庁のネットワークへの挑戦
- 三・二 直接行動の増大とEUという次元
- 四 狩猟禁止法をめぐる政治過程
- 四・一 キツネ狩りについて…前史
- 四・二 構造
- 四・三 展開
- 五 おわりに

一 はじめに

一九九七年総選挙に臨んで、トニー・ブレア率いる労働党は、狩猟禁止法案の成立を支持し、政権獲得の暁にはバックベンチャーから提出されるであろう議員提出法案 *Private Member's Bill* の成立を支援することをマニフェストに掲げた。総選挙における勝利によってブレアの政権獲得が現実のものとなったことで、イギリスにおいて長い歴史をもつ、猟犬を使ったキツネ狩り *fox hunting with dogs* の禁止が、にわかに現実味を帯びることになった。

労働党議員によって提出された法案の審議が開始されると、狩猟法案反対派による抗議運動が展開され、加熱の一途をたどった。首都ロンドンでも大規模なデモが二度実施されたが、過激な反対派数名がウエストミンスターの議場に侵入した事件が報じられ、イギリス国内の比較的マイナーな問題であったはずの狩猟法案が、一躍世界の耳目を集めることになった。これらのデモは近年のイギリスで展開された反税運動、大量破壊兵器開発・保有および国際的テロリズム支援疑惑にもなうイラク戦争への反対運動などを凌駕する規模の動員を行っている。

狩猟禁止は、広義の動物保護運動や、動物福祉に関心を持つ議員たちが、動物福祉の増進を目的とする広範な政策の一環として導入を切望してきたものである。七〇年代以降、畜産動物福祉、実験動物に対する適切な取り扱いなどの面で、動物保護運動はその主張を漸進的に実現させてきたが、今回の狩猟禁止法案はそれらと並ぶ達成である。しかしながら、これから行われるであろう執行の局面で未だ不確定要素が多く、動物の福祉の増進という目的に照らしてみれば、結果的に大山鳴動して、ということになる可能性もまた否定できない。

日本でも近年のペットブームを背景にしてであろうか、野生動物保護、動物実験、遺棄された動物の処分、畜産動物の処遇などに対して市民・行政の間で関心が高まっている。動物愛護運動が動物愛護や野生動物の保全等を訴

えるだけではなく、法学・哲学・（環境）倫理学の分野においても、動物保護に関する著作が多数発表・翻訳されている。動物の権利の基礎づけなど哲学的問題が活発に議論されるようになった一方で、動物保護の問題についての政治学分野での研究は決して多くない。動物保護の先進国であるイギリスにおける動物保護法制は、かねてから我が国の動物愛護運動家の熱い視線を集めてきたが、そのようなイギリスにおいても、現在までに行われた政治学的研究の数は決して多いとはいえない。

この理由は容易に推測可能である。そもそも、動物をペットとして飼育している人の数は増える一方であるにも関わらず、自分の飼育しているペット以上の動物の利益や福祉の増進のためにお金や労力をかけて政治的運動をしようという人は決して多くはない。よって選挙で重要な 이슈 になることもない。このようなトピックが政治の世界において与えられる優先順位が相対的に低くなるのは当然であるし、そうであるならば政治学の研究対象としての地位も推して知るべしということになる。

しかしながら、近年動物の権利運動の盛り上がりや今回の狩猟禁止法導入と並んで、環境破壊による絶滅危惧種問題、牛海綿状脳症 *bovine spongiform encephalopathy* (BSE) や口蹄疫 *foot and mouth disease* に代表される感染症問題・食料品の安全性・リスクの問題などが大きな注目を集めるようになっていく。このような問題はこれらの政治・行政にとって比重を増していくことであろう。ひいてはそれが政治学の主題として取り上げられていく可能性も決して低くはないと思われる。

本稿の目的は、イギリスの狩猟禁止法が導入されるに至る政治的な展開を、イギリス政治および動物保護政策の歴史の展開の文脈、政治過程の構造の両面から位置づけることにある。以下本章では政治学分野における先行研究を整理し、イギリスにおける動物保護運動の歴史を概説する。第二章においてはイギリス動物保護政治のアクターお

よび制度的文脈を整理する。第三章では、イギリス動物保護政治でみられるいくつかのパターンを簡単に整理して、本稿の中心の対象である、狩猟法案をめぐる政治過程の位置づけを示すための基礎としたい。最後に第四章で、猟犬を用いた狩猟を禁止する法案の政治過程について詳述する。

ここで、「動物保護」という対象の取りあげ方について確認しておきたい。行政学や政治学では「○○政策」についての分析が行われることが多い。しかしながら、その政策領域の区分は、基礎となる法律、関係官庁による区分け、関係する利益団体、あるいはそれらの間の関係に決まったパターンがみられることなど、理論的なものというよりも、事実に基づく、悪くいえば恣意的な分け方が行われてきたように思われる。後述するように、「動物保護」と一口にいっても、狩猟、動物実験、畜産動物福祉、野生動物の保護など、保護の対象は多岐にわたり、また、法律、関係官庁やネットワークのタイプなどの面でも異なる特徴をもつものの寄せ集めに過ぎないともいえる。本稿の対象であるイギリスと、アメリカや日本を比較すれば、さらに違う点が多くなるであろう。他の政策領域との関係でいえば、野生動物保護などでは環境政策と、畜産動物福祉では食料政策とも重なり合う面があり、関係する団体も交差することになる。

このようにみると、「動物保護政策」としての分野を他の政策領域から完全に独立したものとして提示することは難しいというのが現実であろう。しかしながら、「動物の福祉の改善」すなわち「動物に対して行われる人間に対するよりも劣った処遇」の改善という目的を軸にするという点では様々な政策領域において明白な一致がある。また、少なくともイギリスの、政党や動物保護団体についてみるとそれらがつ目標およびそのために対象として取り上げられるいくつかの具体的な政策分野について、大まかな共通性が見られるのは確かである。よって、「動物保護」ということを中心に据えてその政治過程を研究することについても、大きな問題はないものと考ええる。

1.1 先行研究

政治学分野の研究において動物保護が扱われる場合、四つのタイプを挙げることができよう。⁵

第一に政策過程論としての研究がある。動物保護政治の分野ごとの政策過程の特徴を抽出し、「政策ネットワーク」や「政策コミュニティ」、「コーポラティズム」などの概念を用いて (Marsh and Smith, 2000; Hudson and Lowe, 2004; Winter, 1996; Grant, 2000, など) 政策過程のボタンを分類し特徴を示すような研究である。Garner (1998c) がこのタイプの研究の代表であり、アメリカとイギリスの比較も行っている。

第二に、「環境政治」「環境政策」研究のなかで、動物保護と重なる分野が含まれるタイプ。環境保全や生物多様性維持などが対象となる (倉阪, 2004; Garner, 2000)。

第三に、「社会運動論」の枠組みのなかで、その一ケースとして動物保護運動を扱った研究がある。反核運動、反税運動、女性・ゲイ・レスビアンの権利保護、環境運動など、多様な社会運動の一つとして動物保護運動を研究するものがあり、最近のものとしては、Lent (2001), Joyce (2002), Ridley and Jordan (1998) などがある。また、保護運動の参加者の社会的属性や心理に関する研究もみられる (Jerolmack, 2003; Herzog and Dorr, 2000; Herzog, 1993; Shapiro, 1994)。⁶

第四に、動物の道徳的地位・権利に関する哲学的・倫理的な理論研究がある。動物の権利に対する批判者や環境思想との間に論争も展開されている (Radcliffe, 2000; Cohen and Regan, 2001; Regan, 2001; Sunstein and Nussbaum, 2004; Singer, 1985)。これらの著作は時にシンガーの著作のように、動物保護運動に理論的根拠を提示し、運動の拡大に大きなインパクトを与えるものもある (Singer, 1975, 1985)。

その他、実際に運動に参加した者が政治過程に関して記したものとして、Hollands (1980), Ryder (1996) や Ryder (1989, 1998) がある。

また、動物と人間の関係を学際的に研究するとともに、動物虐待の廃絶に向けた啓蒙活動を行う国際学会「動物と社会フォーラム」*Society & Animals Forum* (元 *Psychologists for the Ethical Treatment of Animals (PSYETA)*) が一九八一年から活動しており、雑誌 *Society & Animals* の中で政治学に関連する論文が掲載されること⁷⁾がある。

イギリスの動物保護政治については、ガーナー *Robert Garner* が先駆的に様々な視角から検討を行っている。その研究領域は第一のものから第四のものまで広範囲にわたる。

日本政治研究の文脈では、尾野 (2002) が、日本の NPO の政策過程への参加に関する研究のなかのケーススタディの一環として動物虐待に対する罰則強化を中心とする「動物愛護管理法」改正を扱っており、上の分類にあてはめるならば第一のボタンに属するものである。このなかでは NGO としての動物保護運動が政策過程にどのように関与したのかが検討されている。議論の中心は立法過程におけるロビイング活動において果たした NPO の役割にあるが、利益の対立する団体、特に動物実験を行う大学や製薬会社等の団体・企業との対立など、動物保護政策の意思決定の際に常に問題になる関係について触れられており、特に所管となる環境省(当時)の主導性が低かったことで、議員立法主導で行われた点など、本稿で扱うイギリスの狩猟法の政治過程との比較という観点からも興味深い論考である。

一・二 動物保護運動・政策の歴史：二〇世紀初頭まで

一八世紀までのイギリス民衆にとって、動物への虐待(動物いじめ *bating*)は一番の娯楽であり、牛いじめ *bull-bating* や鶏投げ *cock-throwing*、闘鶏 *cockfighting*、闘犬 *dogfighting*、それらに関連した賭博などが庶民の気晴らしとして日常的に行われていた。イングランドにおけるこれらの風習は、大陸諸国からみても野蛮なものとしてみられて

いたということである (Ryder, 1989, Ch. 5)。

こうした民衆の慣習に対する批判が盛り上がってきたのは一八世紀頃である。一七、一八世紀は生物学が大躍進を遂げた時代であり、人間とそれ以外の動物が解剖学的に類似性をもっていることが発見された。国教会の中では「自由主義者」たる広教会派 *latitudinarian* が動物に対する慈悲心、優しさの必要を強調した。世俗の知識人たちの間でも啓蒙主義の影響が強くなるにつれて、動物に対する残虐な行為への批判が現れるようになる。これ以降、主に中産階級・上流階級の間、動物に対する同情心が広がっていく。これらの発見・思潮が人道主義を拡大させるとともに、動物保護運動、「動物の権利」論登場の基盤にもなったのである。

さらに一九世紀ヴィクトリア期に入ると、奴隷制廃止運動、刑法の人道主義化、学校の整備、労働条件の改善などの社会改革への機運が高まる大きな流れの一環として、動物に対する残虐な慣習を改めようとする動きが強まった。科学の世界においてはチャールズ・ダーウィン *Charles Darwin* の進化学論が登場した。一八七一年には『人類の起源』が出版されている (Darwin, 1871)。人間と動物は「地続き」「親類」に他ならず、これらの動物に対する非人道的な扱いは許されないという主張に対し、強力な「科学的」根拠が提供されることになった (Linzey, 1994; Singer, 1975)。

このような風潮は、特に都市の労働者の間で盛んであった民衆娯楽に対する批判を強め、ロンドンをはじめとする、工場と都市からなる「新しいイギリス」において、戦闘的な動物福祉運動が盛り上がっていく。近代社会・工業化社会における「労働規律」を高める上で、動物虐待が労働者の人格・習性ひいては社会秩序及ぼす悪影響が懸念されたのである。

このような時代精神の中で、動物保護に関する最初の立法活動がおこなわれたのは、一八〇〇年のことであった。スコットランド出身議員のウィリアム・パルトニー *William Pulteney* が提出した牛いじめ禁止法がそれであるが、

二度にわたって議決に敗れ、廃案となっている。一八〇七年にはトマス・アースキン Thomas Erskine 議員が動物虐待禁止法案を提出しており、このときは上院を通過したものの、下院の議決で敗れている。これらの法案は議会内で十分な支持を得ることはできなかったが、動物虐待の問題を広く社会に認知させることに成功している (Radford, 2001, 33-38)。

最初に成立した動物保護法は、リチャード・マーティン議員 Richard Martin が一八二一年にジョン・ローレンス John Lawrence、アースキン卿とともに提出した、「家畜等に対する虐待禁止法案」(いわゆる「マーティン法」)である。これはいったん廃案となったものの、翌二二年に再提出されて成立している。この法案では馬、ミュール、ロバ、牛、羊等に対する殴打などの虐待行為が禁じられ、罰金の対象とされた。この法案をもとに牛いじめや、闘犬などの行為を禁止する法案、二二年法の犬、ネコその他の動物への適用、熊いじめ、アナグマイじめなどの禁止といった一連の動物虐待防止立法が推進されていった (青木, 2002, 21-41)。

また、これらの立法が政府によって適切に執行されなかったこともあって、動物保護団体による監視の必要が叫ばれるようになった。一八二四年「動物虐待防止協会」The Society for the Prevention of Cruelty to Animals (SPCA) の設立集会が開かれ、奴隷制反対運動の主導者トマス・バクストン Thomas Fowell Buxton、マーティン、そして著名な知識人であったウィリアム・ウィルバーフォース William Wilberforce など、議員や当代一級の知識人が参加している。SPCAは一八二二年法の違反を警備・告発する活動を展開し (Radford, 2001, 40-42)、財政危機の時代を乗り越えて組織を拡大していった。のちヴィクトリア女王の後援を受けることに成功、一八四〇年から「Royal」を冠することを許され、社会的な評価を高めた。これが現在に至るまで動物保護の分野において最も高い威信をもつ「王立動物虐待防止協会」the Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA) である。

医学における動物実験および生体解剖への抗議もこの時期に開始されている。それ以前のイギリスでは、大陸ほど動物実験は盛んでなかったからである。イギリスで生体解剖が頻繁に行われるようになるのは一八七〇年代のことであった。一八七三年には生理学実験のためのハンドブックが発行されている。一九世紀後半に入って RSPCA も動物実験に関する関心を強めつつあったが、一九七四年、イギリス医学協会 *British Medical Association* の会合の際に行われた、フランスの科学者ユージン・マニャン *Eugene Magnan* による犬にてんかんをおこさせる公開実験が民衆の批判を浴びた事件を切っ掛けにして、反動物実験の機運が一気に盛り上がったのである。RSPCA はマーティン法によりマニャンを告発したが、目的を果たすことはできなかった。福音主義者でありフェミニストであったフランシス・P・コブ *Francis Power Cobbe* は、一八七五年一月に、生体解剖を制限する立法を行う圧力を強めることを求めて RSPCA に対する請願を行っている。その訴えは上流階級のなかに広く支持者をみいだし、ヴィクトリア女王 *Queen Victoria* を含め、多数の署名が集まった。コブは RSPCA に圧力をかけるだけでなく、自ら一八七五年、ヴィクトリア・ストリート・ソサイエティ、*Victoria Street Society for the Protection of Animals from Vivisection*、即ち後の「全国動物実験反対協会」*National Anti-Vivisection Society (NAVS)* を設立している⁽¹⁰⁾。王立委員会が設置されて生体解剖を規制することを求める報告を行ったのち、一八七六年動物保護法修正 *An Act to amend the Law relating to Cruelty to Animals, 1876* という重要な成果がもたらされた。動物実験における動物の取り扱いの内務省の管轄となり、実験場所の登録、および関係大臣への報告義務をとまなう免許 *licence* 制度および実験施設に対する査察制度の導入によって、一定の枠がはめられることになった (Brown (1974) ; Radford (2001) および Turner (1980, Ch. 5))⁽¹¹⁾。

反動物実験の次の波は二〇世紀初頭に訪れた。一九〇六年ロンドンのテムズ南岸にあるバタシー・パーク *Battersea Park* に建てられた、ロンドン大学のユニヴァーシティ・コレッジ *University College* で行われた動物実験の犠牲

になった茶色のテリアの銅像をめぐる論争である。スウェーデン人の二人の女性の手になる *The Shambles of Science* という同大校内の動物実験の実態を告発する書物の出版を契機に動物実験をめぐる論争が再燃したのである。N A V S に所属していたバリスタのステイーヴン・コールリッジ *Stephen Coleridge* は、本の出版を切っ掛けにして広く大衆に向けて必要な実験が動物に与える苦痛を訴えた。また、コールリッジが N A V S の大会において行った上の書物からの引用に基づく演説は一九〇三年にウィリアム・ベイリス博士 *William Bayliss* による告訴を招く。コールリッジはこの訴訟に敗れるが、裁判の過程で大衆の注目を集めることに成功した。また、ルイーザ・ウッドワード *Louisa Woodward* という婦人の働きかけで犬の銅像の建立計画が進められ、左翼運動の強かったバタシー地区に白羽の矢が立った。一九〇六年九月一五日にお披露目の式典が行われている。これを破壊しようとした医学生と当局との小競り合いから、動物実験反対派・擁護派双方の大規模なデモが展開された。これらのデモは選挙権拡大論者や労働組合運動を巻き込むこととなり、一九〇七年に「ブラウン・ドッグ蜂起」*Brown Dog Riots* とも呼ばれる混乱を招いたのである。銅像はバタシー・バラ・カウンスル *Battersea Borough Council* における論争の末、一九一〇年三月一〇日の未明に撤去された。これはトラファルガー広場での数千人による抗議行動を引き起こしている。ウッドワードの訴訟の甲斐なく、一九一一年に銅像は破壊の憂き目にあった (*Masn, 1997; Lansbury, 1985*)。

この騒動と動物実験反対の世論の盛り上がりは、第一次の王立委員会の設置と一八七六年法の見直しをもたらした。しかし、生体解剖実験の成果としての医学の急速な進歩は、反動物実験運動への支持を掘り崩していくことになる。二〇世紀初頭におこなわれた改革のうち、動物保護団体の活動は次第に収束していき、R S P C A も社会的に論争を巻き起こすような問題から日を逸らすようになった。これに対して、科学研究コミュニティは自らの利益を擁護することに成功し、二〇世紀に入って医学実験、医薬品、化粧品等の開発のための動物実験は爆発的に増加した。これらの問題が再び政治的問題となるのは一九六〇年代であり、規制の強化が進められるにはさらに一九八

○年代を待たねばならなかった。

またこの時期から以後は、急速な工業化・都市化の進行と平行するかたちで、大量生産の手法が農業に導入されていく時期にあたっている。いわゆる「工業畜産」(factory farming)の登場である。さらに、国際競争が激化していくのと並んで、アメリカのような国においては巨大企業が参入することになり、農業はいわゆる「アグリビジネス」に変貌していった。アグリビジネスは利潤の拡大のために集約化によるコストダウンを進めていき、そこでの家畜の取り扱いが育成、輸送、屠殺まで一連の流れ作業と化す。結果として現代農業における家畜の福祉状態は悪化の一途を辿った。イギリスもこの流れと無縁ではありえず、第二次世界大戦後に集約化が進められていく(Martin, 2000, Ch. 5)。かくして、工業畜産における家畜の処遇の問題は、二〇世紀の動物保護運動にとって重要な攻撃目標となったのである(Harrison, 1964)。この分野においてはマーティンの二二年法以後の動物保護法制を総括した一九一一年動物保護法 *The Protection of Animal Act 1911* が基本的枠組みとなっていたが、この法が作られたのちに急速に拡大していった工業畜産のような手法については、不十分なものであった。この問題についても、政治問題となるのは一九六〇年代以降となる(青木、2002, 41-48)。

この時期、自然保護運動 (conservationists または preservationists) の領域においても、「鳥類保護協会」などの新しい動物保護団体の結成が進んだ。現代的なエコロジーにつながるような思想も登場している。動物愛護運動もその影響から無縁ではなかったが、後述する動物愛護運動と環境保護運動の間に存在する目標のズレやイデオロギー的な対立の根は既にこの頃からみられた (Turner, 1980, Ch. 7)。

このように、一九世紀後半から二〇世紀にかけての動物保護運動は、組織化を進めるとともに、いくつかの重要な立法を実現したが、戦間期にはその活力を失った。大衆の支持も同様である。なかでもRSPCAは最大かつ最も権威をもつ団体であるが、戦間期においては急進主義とエスタブリッシュメントとしての地位の確立との選択に

立たされ、急進主義者と保守主義者との対立もみられた。RSPCAはイギリス最大の動物保護団体としてイギリスだけでなく世界的に名声を確立していったが、RSPCAのエリート・上流階級中心の組織は、イギリス国内において有効な政治的活動を展開する活力をもたなかった。その活動の中心は中流階級以上の階層への啓蒙・教育活動、既存の法の下での監督活動にあり、動物保護に新しい革新をもたらすことはなくなった。

動物保護の運動と思想は、近代化の流れの中で登場したものである。しかしながら、近代化の重要な推進力としての医学・科学、人口増大・都市化を支えるための食糧生産は、動物実験や工業畜産という基盤に支えられていたのも事実であり、動物保護運動がこの流れを止めることはできなかったのである。

二 動物保護の政治過程

動物を利用することによって人間が得ることができる経済的利益は非常に多様であり、それにとまって動物保護に関連する政策領域、関連団体も多様である。

二・一 政策分野

動物が政策的対象となりうる代表的な分野としては、大きく分けて表1のようなものを挙げることができる。それぞれに基本となる法律の枠組み、所掌省庁、関係する利益団体・動物保護団体、政党、EU諸機関などのアクターの組み合わせ、政治化の度合いなどにおいてバリエーションがみられる。これらは農業政策、食糧政策などの他の政策領域のなかで扱われてきており、なかでも、特に野生動物保全（絶滅危惧種の保護、野生動物の輸出入に関する国際的規制、野生動物の棲息環境 *habitat* の維持・整備など）については、主に環境政策 *environmental policy*

表1 動物保護に関連する政策対象

動物実験 <i>animals in research</i>
畜産動物福祉 <i>farm animal welfare</i>
野生動物保全 <i>wildlife conservation</i>
動物園 <i>zoo animals</i> ・ショー・賭博
コンパニオン・アニマル (ペット) <i>companion animal, pets</i>
狩猟 <i>hunting</i>

の一部として論じられてきた(倉阪、2004)。

二・二 アクター

二・二・一 国家(省庁)・独立機関 *departments and agencies*

動物福祉に責任を負う主要な官庁は、動物実験やその他の虐待問題を扱う内務省と、家畜の福祉に責任を負う農業関係の官庁であるが、その他にも様々な官庁自身やそれが管轄する団体が動物実験等を扱っていることから、規制の責任を負う、あるいは規制の対象となる。また、独立の委員会の役割も重要である。

・内務省 *Home Office*：動物実験については *E Division* が担当し、許可行政(認可、監督)を担当する。また、野生動物やペットに対する虐待、動物園、危険な犬、狩猟などに責任を負う。

Parliament Secretary の下に *Community & Race Group* がおかれ、その下に *Animals Scientific Procedures Division (ASPD)* があり、一九八六年法の *the Animals (Scientific Procedures) Act 1986* に関連する業務を担当している。イギリスにおける生体動物実験の使用について、科学・産業の利益と動物福祉の均衡を図るものとされている。¹⁵⁾ 実験の許認可、監督、政策に関する内相への助言などを行う。現実の執行の大部分は警察や地方当局も関与する。

・環境・食料・農村問題省 *Department for Environment, Food, and Rural*

Affairs (DEFRA) は環境、農村問題、農業、食料生産について取り扱う。Permanent Secretary の下に農村問題、動物衛生・福祉 *Animal Health and Welfare*、運営・サーヴィス提供、科学・経済・統計、法務サーヴィスの事務局 *Director General* がおかれている。

以前は畜産動物福祉については農業問題を主に管掌する「農業・漁業・食料省」*Ministry of Agriculture, Fisheries and Food (MAFF)* が責任を負っており、また自らも農業関係の動物実験を行うことから、HO、APC の監督対象でもあった。また、環境問題に含まれる野生動物保全、生物多様性維持などの分野では環境省 *Department of the Environment* (のち *Department of Environment, Transport and Regions (DETR)*) が担当していた。

・防衛省 *Ministry of Defence* : 軍事研究¹⁶⁾に関連して動物実験を行ってきたため、APC による監督の対象となる。防衛関連では「防衛科学技術研究所」*Defence Science and Technology Laboratory (DSTL)* および *QinetiQ Plc.* が動物実験を行っている。これを監視するため一九九六年に「動物福祉諮問委員会」*Animal Welfare Advisory Committee (AWAC)* がおかれた。これは九八年八月に特定省庁に所属しない公的機関 (Non-Departmental Public Body) とした。¹⁷⁾

・保健・社会サーヴィス・公共安全省 *Ministry of Health, Social Service and Public Safety* などは製薬産業など動物実験を行っている企業を監督する立場にあるとともに、自らも動物実験による薬のテストなどを行う。また、アルスタにおいて一九八六年法の執行に責任を負う。

・動物処置委員会 *Animal Procedures Committee (APC)*

一九八六年 *Animals (Scientific Procedures) Act* によって設置された、特定省庁には所属しない公的機関 (Non-Departmental Public Body)。内相や保健相、北アイルランド議会大臣 (将来) に対して八六年法に関わる動物実験、科学研究における動物の取り扱いに関する事項を報告し、関係機関に勧告を行う。議長を除く

て最低二人のメンバーのなかに、弁護士、医師、獣医を抱えている。あるプロジェクトについて認可するかどうか疑義が生じた場合、内相はAPCに助言を求めることができる。また、APCは動物福祉と科学・産業の利益の均衡をはかり、毎年その状態を上記の機関に報告する。

・家畜動物福祉委員会 *Farm Animal Welfare Council (FAWC)*

一九七九年に設置された独立の諮問機関。農場、市場、移動、屠殺における家畜の福祉に関して調査・監視し、政府機関や議会に対して報告・助言を行うとともに、報告を公表する。

・その他、教育・技能省 *Department for Education and Skills (DfES)* (前 *Department of Education*) や、運輸省 *Department for Transport* も、それぞれ動物実験を伴う教育・研究へのファンド交付、生きた家畜の輸送に対する規制などについて動物保護との関連を持つ。また、二〇〇〇年には関係官庁間の調整のため、「動物福祉に関する省庁間閣僚グループ」 *Interdepartmental Ministerial Group on Animal Welfare* が設けられている。

二・二・二 政 党

保守党 保守党は労働党などと同様、一九七九年から選挙マニフェストに動物保護に関する条項を盛り込んでいる。実際にサッチャー政権期において、一九世紀末、および二〇世紀初頭に導入された動物保護に関する基本となる法が改正されている。また、一貫してEUレベルにおいてイギリス国内と同様の規制を導入するための働きかけを進めている。

- ・一九七九年マニフェスト

保守党の総選挙マニフェストで初めて 'Animal Welfare' の項が設けられる。畜産動物の処遇に関するプランベル報告の改訂や実験動物に関する立法、および生後まもない仔牛や仔羊の輸出に関するルールの再検討を約束している。

・一九八三年マニフェスト 'The Challenge of Our Times'
'Rural Policy and Animal Welfare' の項が設けられ、一八七六年動物虐待防止法の改定（動物実験における取り扱いの改善）のため、早急に動物福祉に関する白書を提出することを約束している。

・一九八七年マニフェスト 'The Next Moves Forward'

これまでの達成を確認している。家畜動物の処遇に関して政府に勧告を行う Farm Animal Welfare Council の設置、一八七六年の重要な改正となる一九八六年動物（科学研究における取り扱い）法の通過である。

・一九九二年マニフェスト 'The Best Future for Britain'

これまでの成果を反映して、動物保護に関する部分が大幅に増加した。Wildlife and Countryside Act 1981 に基づく絶滅危惧種の保全。ECにおける流し網 *drift net* の使用禁止・仔アザラシ *seal* 製品および足枷罠 *leghold trap* を使用している国からの毛皮製品の輸入禁止の導入。商業捕鯨の停止への支持。畜産動物福祉についてはヴィール・クレートや繋ぎ鎖の禁止。動物実験で使用される個体数の減少。さらには、議長国であることを利用してEUレベルでも規制を導入していくことを約束している。

・一九九七年マニフェスト 'You Can Only Be Sure With the Conservatives'

EUにおける家畜輸送への規制、ヴィール・クレート禁止の実現。

・二〇〇一年マニフェスト 'Time for Common Sense' では目新しい達成や提案はなかった。

いずれのマニフェストにおいても、狩猟に関する言及はみられない。

党内には動物福祉に関心を持つ議員グループ、「保守党動物福祉グループ」*Conservative Animal Welfare Group* (CAWG)があり、家畜動物や動物実験など動物福祉関連の法制度の刷新を訴えている。ただし、キツネ狩りについては、生物多様性と関連づけて考える必要にふれ、個体数の過剰は食料の減少を招くため、必ずしも残酷さの減少につながることはないとしている。また、個体数をコントロールするにあたってストレスや痛みを与えない方法を模索すべきであると述べる一方で、猟犬を用いた狩猟を法律で禁止することについてはグループ内で意見の一致をみていないと述べている⁽¹⁶⁾。

労働党 保守党などと同じく一九七九年総選挙マニフェストから動物保護に関する文言が含まれるようになった。保守党との違いは、猟犬を用いた狩猟の禁止が七九年から継続して記載されていることである。動物福祉に特にコミットしてきたのは党内でも左派の議員である。

- ・一九七九年マニフェスト 'The Labour Way is the Better Way'
 'Animal Welfare'の項目で、動物福祉委員会の設置による生きた動物の輸出・「工業畜産」・動物実験に対する統制の強化、およびウサギ狩り・鹿狩り禁止法の導入を掲げる。
- ・一九八三年総選挙マニフェスト 'The New Hope for Britain'
 家畜福祉審議会 *Farm Animal Welfare Council* の改組・強化、一八七六年動物虐待禁止法の改正、猟犬・兎を使った狩猟の禁止、および動物園やサーカス等における動物への保護。
- ・以後一九八七年マニフェスト 'Britain will win with Labour', 一九九二年マニフェスト 'It's time to get Britain

working again'. 一九九七年マニフェスト 'New Labour because Britain deserves better' においても引き続いて猟犬を用いた全ての形態の狩猟を禁止するための法案を自由投票の形式で行うことが掲げられる。

・二〇〇一年マニフェスト 'Ambitions for Britain'

動物保護に関して以前より多くの紙面が割かれている。最大のものは 'Culture and Sports' の項におけるキツネ狩り禁止法導入の再確認。その他 'Rural life' における EUレベルでの家畜福祉の改善、'Leadership for the future' における Department of Rural Affairs および、農村経済や環境、動物福祉問題を扱う独立委員会の新設。

野党時に動物福祉に関するスポークスマンであったエリオット・モリー *Elliot Morley* が、政権成立後に MAF において動物福祉に責任を負う副大臣に任命されている。

自由民主党 主要政党の中で党として動物福祉の問題にもっとも強い関心を持っているのが自由民主党 *Liberal Democrats* である。自由党 *Liberal Party* の時代から党内に自由党動物福祉グループ *Liberal Animal Welfare Group (LAWG)* (S ち *Liberal Democrats Animal Welfare Group (LDAG)*) としう動物福祉政策を推進する議員集団が存在していた。二大政党同様、七九年総選挙からマニフェストに動物保護イシューを取り入れているが、主要政党のなかで唯一詳細な政策文書 'Respecting All Animals' (*The Liberal Democrats, 2003*) を公表している。その対象は地球環境、実験動物、遺伝子操作、家畜動物福祉、コンパニオン・アニマル、スポーツやエンターテインメント (レース、射撃、サーカス、動物園など) といった広範なイシューに渡っている。

狩猟法をめぐるのは、二〇〇三年一月、ウェールズ・選挙区の議員で *Middle Way Group* の共同責任者の一

人でもあるレムビット・エロッキング *Lembit Obik* が、全ての野生動物に対して猟犬を用いた狩猟の禁止を求める *Wild Mammals (Protection) (Amendment) (No. 2) Bill* を提出している。⁽¹⁹⁾

・一九七九年マニフェスト (自由党 *Liberal Party*) ‘The Real Fight is for Britain’

‘Food and Agriculture’の項に生きた動物の輸出を止めさせるために食肉処理場の数を増やそうと、‘Safeguarding the Environment’の項目で The General Election Co-ordinating Committee for Animal Protection for a Royal Commission on Animal Welfare の提案を支援する⁽²⁰⁾。および絶滅危惧種問題について、それを使用した製品の輸入・製造の禁止を訴えている。

・一九八三年マニフェスト (自由党・社会民主党 *Social Democratic Party* の連合 *Alliance*) ‘Working Together for Britain’

独立の項目 ‘Animal Welfare’のなかで、動物福祉に関する常任委員会の設置を訴えている。

・一九八七年マニフェスト ‘Britain United: The Time Has Come’

‘Agriculture’の項で家畜生産における集約的手法の使用を減らすこと、動物福祉の改善のために農業に与える補助金の増額を訴えるとともに、‘ANIMALS’の項で、動物保護に関して調査、監督、立法の広範な問題を扱う Animal Protection Commission の設置、そしてこれに動物福祉団体の参加を求めることを掲げている。

・一九九二年マニフェスト ‘Changing Britain for good’

‘Protecting our heritage’の項で、新たに飼犬の登録制導入、そして、猟犬を用いた狩猟の禁止を訴えている。⁽²¹⁾ これらの内容は、それ以前の主張を含めて一九九七年マニフェスト ‘Make the difference’、二〇〇一年マニフェスト ‘Freedom, Justice, Honesty’でも繰り返し返されている。

その他 緑の党は環境政党であり、当然ながら広範な環境問題に関心を持っている。そのなかには動物保護の問題も含まれており、イギリスの政党のなかで唯一「動物の権利」というテーマを用いている政党である²¹⁾。

現在までウェストミンスターおよびウェールズ議会 *the National Assembly for Wales* には議員を送り込んでいないもの²²⁾、欧州議会 (Jean Lambert MEP および Caroline Lucas MEP) およびロンドン市議会 (Jenny Jones および Darren Johnson) にそれぞれ二つずつ議席を持っている。

スコットランド緑の党 *Scottish Green Party* は七九年にイングランド・ウェールズの緑から独立しており、九九年にスコットランド議会に初めての議員を送り(一名)、〇三年の選挙では六・九%の第二投票を集めて、七つの議席を獲得している。議席数とスコットランド議会の選挙制度 (Alternative Member System) を考えると、状況によっては連合政権の一員として政権に加わることも考えられる。政策としては、生物多様性を維持するための *Scottish Biodiversity Strategy* の導入、政府内に *Animal Welfare Unit* を設置すること、動物実験の代替手段を開発するために投資を行うこと、世界的な商業捕鯨の禁止などを掲げている。イングランド、ウェールズの緑とは異なり、「動物の権利」という言葉は使用していない²³⁾。

また、議会内では、狩猟法案に関する超党派団体が組織されている。禁止派のものとしては *Associate Parliamentary Group for Animal Welfare* は動物福祉全般に関する超党派グループであり、労働党からは狩猟禁止法案を提出したバンクス、トニー・カニングラム *Tony Cunningham*、ウサギ狩り禁止法案を提出したコリン・ピクサル *Colin Pickthall* らがおり、その他保守党、自由民主党 (ノーマン・ベイカー *Norman Baker* など) からも参加者がいる。今回議会内で活発な活動を行ったのは「中間の道」グループ *Parliamentary Middle Way Group* であり、三党からそれぞれ議長を出している²⁴⁾。彼らは二〇〇四年三月に否決廃案になった中間案、すなわちライセンス制の元での狩猟継続案を支持していた。

二・二・三 利益団体 *interest groups*

動物保護に関連する利益団体——その多くが動物を利用（搾取）*exploit*する側である——にも、代表する産業、利益において大きな多様性がみられるが、動物保護団体と比べてセクタごとの組織化の度合が高く、団体数は少ない。

・農業団体

—「全国農民組合」*National Farmers Union (NFU)*

イギリスにおける農民は全人口の一・八%を占めるに過ぎないが、農業や食品産業のもつ重要性から、政府との間で密接な関係を構築してきた。NFUは一九〇八年に設立されて以来農民利益を長らく排他的に代表してきた大組織であり、一九五〇年代には既に九〇%もの農民を擁していた。MAFFと密接な関係を持ち、家畜動物福祉問題に関して強い発言力を持つてきた。

—個別の農業団体

NFUは農業全体に関する利益団体であるが、養鶏、精肉、養豚、食肉取引、鶏卵、乳製品など個別の生産品についても業界団体が組織されており、その多くがNFUに加盟している。

・研究コミュニティ

—研究擁護協会 *Research Defence Society*

一九〇八年に設立された、学術機関・企業における研究で行われる動物実験を擁護するための団体であり、多くの科学者が所属する。医学研究の分野では *Medical Research Council (MRC)* が存在する。

—その他

動物を利用する産業のなかでも製薬産業は強い競争力を持っており、雇用や輸出への貢献も大きい。グラクソ・グリアは世界でも有数の製薬業である。これらはRDSの中でも大きな比重を持っているが、業界単独でも Association of the British Pharmaceutical Industry (ABPI) を組織している。化粧品産業では Cosmetic, Toiletary and Fragrance Association があつる。

・「農村連合」 Countryside Alliance (CA) は農村における広範な利害を代表する団体であるが、特に今回の狩猟法に関しては非常に活発な活動を展開した。これについては四章で詳述する。

二・二・四 動物保護運動 animal protection movements

代表的団体と関心領域 大規模な団体として、王立動物虐待防止協会 RSPCA (動物保護全般)、「王立鳥類保護協会」 The Royal Society for the Protection of Birds (RSPB) (野鳥保全)、「全国動物実験反対協会」 National Anti-Vivisection Society (NAVS) (動物実験)、「動物実験改革委員会」 Committee for the Reform of Animal Experimentation (CRAE) (動物実験)、「FRAME (Fund for the Replacement of Animals in Medical Experiments) (動物実験)」、「動物福祉のための国際基金」 International Fund for Animal Welfare (IFAW) (畜産動物)、「世界畜産への同情」 Compassion in World Farming (CIWF) (畜産動物) などがある。このなかには RSPCA のように様々な問題に関心を持つ団体もあれば、より限定的な関心領域・専門領域に集中する団体も数多く存在する。基本的には保全系の団体のほうが会員数も財政規模も大きい。これら大規模な組織以外にも多くのローカルレベルの団体が活動している。

また、これらの団体が特定のキャンペーンに際して連合を組んだり、アンブレラ組織を形成することがある。生きた家畜の輸出について組まれた RSPCA, CIWF, IFAW の連合や、一七の動物福祉団体が集まった Dangerous

Dogs Act 1991 Reform Group (現 Dog Legislation Advisory Group) などである。狩猟については IFAW, RSPCA, LACS による「狩猟動物保護キャンペーン」*Campaign for the Protection of Hunted Animals (CPHA)* (Say Deadline 2000)¹²⁷、スコットランドの「猟犬による狩猟への反対キャンペーン」*Scottish Campaign Against Hunting with Dogs* (IFAW, LACS, Advocates for Animals など) が組織された (Ryder, 1998)。

これら動物保護団体が大衆の注目を浴びるようになったのは、反核運動、女性運動、環境運動などが盛り上がりを見せたのと同じ、七〇年代以降のことである。特に一九七二年の「ストックホルム会議」(人間環境に関する国連会議 *United Nations Conference on the Human Environment, Stockholm*) の後、「国際捕鯨委員会」*International Whaling Commission* の巻き返しに対抗して完全禁止に持ち込むことを目指した環境保護団体「地球の友」*Friends of Earth, (FoE UK)* のキャンペーン、デモンストレーション活動が大きな注目を集めた。この活動の影響もあって、イギリスでは七三年にクジラ製品の部分的禁止が決定されている。このキャンペーンは八〇年代に入っても引き続き展開され、八二年にはクジラ製品の全面禁止を勝ち取っている (Lent, 2000, 100-102)。

動物保護の領域においては、一九七〇年代に入るまで RSPCA などの伝統的団体がエリート主義的な組織形態を維持しつつ穏健な活動を展開していたが、七〇年代に入ると「動物の権利」の主張が登場するとともに、「新しい社会運動」と同じく草の根の会員・団体を集めた新たな組織が活動を活発化させた。いくつかの重要な著作や動物実験などの実態を奉じるメディアが、大衆の動物保護に対する意識を高めていく。狩猟や動物実験に関して暴力を含む直接行動を展開する団体も登場し、RSPCA のような既存の団体も、それに引っ張られるかたちで内部の改革を進めていった (Ryder, 1998, Ch. 10)。

戦闘意欲を高めた動物保護団体は、一八七六年法の一〇〇周年にあたる一九七六年を「動物福祉年」*Animal Welfare Year* と定め、動物福祉増進のための立法促進にむけて大衆の意識を盛り上げようとした。AWY には RSPCA, LACS,

CIWF, FRAME などの主要な動物保護団体からローカルな団体まで多数の団体が参加している (Brown, 1974, Ch. 5-9)。さらに、一九七九年選挙に向けて GECCAP が組織され、各政党のマニフェストに動物保護立法への取り組みを明示させるよう働きかけが進められた。

このように、一九七〇年代に入ってその活動を活発化させた動物保護団体は、八〇年代にいくつかの改革を実現するとともに、省庁に対するアクセス、交渉力を増して現在に至っている。この経緯に関しては三、四章において詳述する。

動物保護団体の活動 動物保護団体が自分たちの主張を政策として実現させる経路としては、政府・政党・議員に対するロビイング、FAWC のような政府の審議会への参画、パンフレット配布やキャンペーン活動・デモンストレーションなどの手段による市民意識への働きかけ、自分たちと主張を同じくする政党・政治家への支援、直接行動による政府・問題企業への威嚇など、様々なものがある。また、それ以外の日常活動として、飼い主のない動物やケガをした動物に対するシェルター提供・医療活動²⁹⁾や関係団体が法規制を遵守しているかどうかの監視活動などがある。

主要な団体は専門分野に関する情報を集積し、その専門性を武器に政府に対するロビー活動を展開するが、特に「動物の権利」を主張する団体の中には、直接行動を主要活動とする急進的なグループも多数存在している。大衆に向けての「ブランド」と政府に対するパイプを確立しようとする穏健派と、違法な直接行動を辞さない急進派の分岐である。著名な動物の権利団体に「動物解放戦線」Animal Liberation Front (ALF) がある。狩猟に対する抗議団体「ハント破壊工作協会」Hunt Saboteur Association (HSA)³⁰⁾に所属していた活動家が一九七二年に結成した「慈悲団」Band of Mercy が一九七六年に改称したもので、狩猟参加者を皮切りに、動物の福祉を害する個人

や団体に対する暴力を含む攻撃を展開してきた⁽²¹⁾。その他の動物の権利団体には、リンクス LYNX、アニマル・エイ
ド Animal Aid、「動物の倫理的処遇を求める人民」People for the Ethical Treatment of Animals (PETA) など
がある。環境保護団体や穏健な動物福祉団体と比べれば急進的な動物の権利団体の支援者は少数に留まっており、
資金的にもしばしば富裕な個人に大きく依存しているといわれる (Garner, 1998b)。

これら急進的団体の直接行動はしばしば違法行為・暴力へとエスカレートする。近年では後述するブライトリン
グシー港 Brightlingsea Port におけるヴィール輸出に対する妨害活動や、多数の動物実験を行っていたハンティン
グドン・ライフ・サイエンス研究所 Huntingdon Life Sciences など企業・研究機関に向けた脅迫・攻撃などが注
目を浴びており、二〇〇四年上半期だけでも実に一四〇人の「動物の権利」活動家が逮捕されている⁽²²⁾。

環境保護と動物保護 動物保護運動や動物保護政策は、それぞれ環境保護運動および環境政策の一部として捉えら
れることがあり、特に実際生物多様性の保全のような領域において両者の関心領域は重なり合う。実際に野生動物
の保護において、動物保護団体と環境保護団体は共同歩調をとってきた。

しかしながら、動物保護運動と環境保護運動との間には重大な差違が存在することも指摘されている。ここでは
(デープ・) エコロジー (デープ・グリーン) の多様性は捨象するが、主にデープ・エコジストと「動物
の権利」論者の間には、焦点をどこにおくか、すなわち個体の苦痛・死か、種の多様性・存続か、という点におい
て違いがある。両者は人間中心主義批判という点では共通できると考えるものもいるが、生物多様性を重視する環
境論者と動物の権利論者の間では、例えば、種の存続が危ぶまれているヤンバルクイナの保存のためにヤマネコを
殺処分するというようなケースで、対立が生じることになる。「土地倫理」Land ethics を唱えたアルド・レオポル
ド Aldo Leopold から J・ベアード・キャリコット J. Baird Callicott の系統のホーリズム holism の立場をとれ

ば、動物の個体の生命それ自体はさほど問題ではない。また、エコロジストから見ると、動物の権利論の肉食批判を極端につきつめると、実際にシンガーらは産業化社会の人間であればエスキモーたちとは異なるやりかたでエネルギーを摂取することが可能であると論じているが、このような主張は結果として「肉食動物のベジタリアン化」を要請せざるを得なくなる場面につきあたらざるを得ず、「人間中心主義」を裏口から導入することになるという批判がある (Radcliffe, 2000, Ch. 6)。

二・二・五 研究者の告発

動物保護運動と並んで、前に触れたターウイン進化論の例のように、研究者による告発・論争が動物保護政策の発展に大きな役割を果たすことがある。

ピーター・シンガーは一九七五年に『動物の解放』を著し、動物実験や家畜動物福祉の現実を告発するとともに、動物の道徳的地位に関する哲学的議論を体系的なかたちで展開した。当時のオックスフォード大学には、シンガーを始めジョン・ハリス *John Harris*、ステイーン・クラーク *Stephen R. L. Clark* (Clark, 1999)、ロズリンドおよびスタンレー・ゴドローヴィッチ *Rosind and Stanley Godlovitch*、アンソニー・リンゼー *Andrew Linzey* (Linzey, 1994)、リチャード・ライダー *Richard Ryder* (Ryder, 1989)らが集い(いわゆるオックスフォード・グループ *Oxford Group*)、動物の権利の基礎付け、および「種中心主義(人間中心主義)」「*speciesism*」の克服等に関して議論を展開した。これを切っ掛けにいくつかの哲学・思想系学術雑誌においても動物の権利に関する特集が組まれるとともに、動物の権利論に反対する人々との間に論争を巻き起こした(現在まで行われている論争の最新のものとして、Cohen and Regan (2001); Sunstein and Nussbaum (2004))。

二・二・六 EUその他国際機関

家畜の取り扱いには輸出入時の処置やその後の屠殺の方法等までが対象として含まれるが、輸出先での取り扱いが問題にされる場合、イギリスのみでなく対象国との関係も問題となってくる。これは、一九七三年一月のEC加盟以後はEC（のちEU）との関係となり、EU法制との絡みでイギリスの動物保護が広い範囲で影響を受ける場面が増大している。EU法制、特に共同市場における輸出入の規制撤廃の条項（Article 34）の存在は、時に業界利益を擁護しようとする政府にとって格好の正当化事由を提供することになった。ECは少なくとも一九九二年のマーストリヒト条約までは単一市場の完成、通商の促進という点に優先順位をおいていたことは否めず、動物保護に関わる規制は、イギリスにとってみれば「ミニマム・スタンダード」に過ぎなかった。また、大陸諸国、特に南欧においては動物保護の法制度や意識が相対的に未発達であるため、EUの基準を設けることが、動物保護に関する先進国であるイギリスにおける動物保護にとって不利となる可能性もあった。一九九一年には欧州審議会において、「動物保護に関する宣言」*Declaration on the Protection of Animals* がマーストリヒト条約（TEU）に付帯されることになった。加えて、加盟国自身の執行に多くが委ねられたのではなく、欧州委員会による個別の指令は法的拘束力を持たない勧告 *Recommendation* に格下げされることになった。EUの取り組みにおいて環境政策が与えられている重要性との関係で、野生動物保全、希少種の狩猟禁止などに関しては積極的であるものの、それ以外の動物福祉（農産物、食品、科学実験）に関しては、協働市場内で通商条件を平等にするために規制をハーモナイズさせるところに優先順位があり、倫理的観点は弱かった（Svendsen, 1996）。

しかしながら、マーストリヒト条約以後のEUの関心領域の拡大や、世界中の国々を巻き込んだBSE危機のようないきなり発生した事件が、大きく状況を変えつつあるのも確かである。現在、生きた動物の移送や動物の疾病、動物福祉、動物を利用した生産物については、医療・消費者保護を扱うDGの担当となっており、動物福祉への取り組みが進みつ

つある。一九九七年にはアムステルダム条約付帯の議定書「欧州共同体を設立する条約に付帯する動物の保護および福祉に関する議定書」*Protocol Annexed to the Treaty Establishing the European Community on Protection and Welfare of Animals* は「感覚を持つ存在としての動物の福祉の擁護と尊重が推進されること」をうたい、関連して様々な規定が付加されている（地球生物会議、ALIVE 二〇〇二）。動物実験については、指令八六／六〇九／EECに基づいて出された一九九一年一〇月のコミュニケ *Communication from the Commission to the Council and the Parliament* によつて「代替的方法の妥当性検討センター」*European Centre for the Validation of Alternative Methods (ECVAM)* がおかれ、委員会の環境DG、医療・消費者保護DGなど動物関係製品に係するDGに対して勧告・情報提供を行う役割を与えられている。

そうした新たな状況は、EUレベルでの動物保護団体の活動の活発化を促している。たとえイギリス本国での立法的突破が困難な案件であっても、一足飛びに重要な規制の導入を可能にする機会を提供することもある。また、EUレベルで規制が導入されることで、南欧諸国のような動物保護の遅れた地域についても（執行の実効性はともかくとして）、ある程度の規制を設けさせることができる。後述するヴィールの輸出をめぐる論争のなかで、動物保護団体CIWFから欧州レベルでの生きた家畜の法的地位の変更の訴えがなされ、審議の結果実現している。

また、加盟各国の主な動物保護団体をヨーロッパレベルで代表する団体「動物福祉ユーログループ」*Eurogroup for Animal Welfare* が、RSPCAのイニシアティブで一九八〇年に発足している。ユーログループは、EU諸機関において動物保護政策を推進するためのロビーイング（欧州議会議員への情報提供など）、キャンペーンの調整を行う。イギリスの場合、RSPCAのほかそのブランチ *Scottish SPCA*、*Ulster SPCA* が参加している。¹⁶⁾

三 政策過程のパターン

三・一 利益団体と官庁のネットワークへの挑戦

三・一・一 畜産動物福祉 farm animal welfare

畜産動物福祉の領域におけるアクターは、「農業・漁業・食料省」the Ministry of Agriculture, Fisheries and Food (MAFF) 現在は DEFRA に統合)をはじめとする政府機関、NFUほか個別の業界団体、および動物保護運動である。この分野では一九六〇年代に入るまで、一九一一年動物保護法 the Protection of Animal Act を中心に、輸送、屠殺場での取り扱いなどに関する付随的規制が基本的枠組であった。

第二次世界大戦後に制定された「一九四七年農業法」Agriculture Act 1947 は、農業生産物の安定供給を目的に選択的な価格保証システムを導入するものであった。NFUは高い組織率と豊富な財源を持ち、MAFFとNFUとの間には強固な同盟関係が形成された (Martin, 2000 ; Smith, 1990, Ch. 4)。以後イギリス農業は集約化 intensification すなわち「工場畜産」化を進めていく。

家畜動物の福祉が再び政治問題になるのは、一九六〇年代初頭である。ルース・ハリソン Ruth Harrison の『アニマルマシーン』による告発を切っ掛けに、集約農業への反対世論がまきおこった (Harrison, 1964)。これに対応して農業省は、動物学者フレデリック・ブランベル Frederick W. Rogers Brambell を委員長とする専門家委員会であるブランベル委員会を設置した。委員会は農民、畜産業者団体、ケージなどの設備の製造業者、王立獣医学会、動物福祉団体の意見を聴取するとともに、大陸諸国における実態を調査し、翌年いわゆる「ブランベル報告」を提出している。

報告は動物の「福祉」*welfare* という言葉を用い、集約農業がこれに与える広範な悪影響を認め、生産性のみを追求することに警鐘を鳴らすものであった。動物が苦痛 *suffering and pain* を感じていることを認め、バッテリーケージ *battery cage* の改善やブローラーの断喙 *debeaking*、ブタの断尾⁵⁷⁾、狭い仕切り *stalls* やつなぎ鎖 *lethers* の使用禁止など、個別の慣行に対し勧告を行っている。また、「三つのR」⁵⁸⁾を提示し、上記の勧告に応じた法制度の整備や、家畜に対する取り扱いの監視・改善のために「畜産動物福祉諮問委員会」*Farm Animal Welfare Advisory Committee (FAWAC)* の設置を求めた (Siger, 1975, Ch. 3)

ブランドル報告をうけたかたちで、「一九六八年農業 (雑規定) 法」*the Agriculture (Miscellaneous Provisions) Act* が導入されている。しかし、農業省によって導入された行動基準 *code of practice* においてはウィールの取引、仕切りの使用、デビッキングなどの慣行が容認され、しかも規制が加えられた部分であっても法的拘束力がないために実効性がなかった。

一九六八年法によりMAFF内の動物福祉局 *Animal Welfare Division* およびFAWAC (のち畜産動物福祉委員会 *Farm Animal Welfare Council (FAWC)*) が設置されたが、後者は後に触れるAPCと異なり、法的権限のない *non-statutory* 存在であった。また、FAWACに代表を送ることができる団体は二十数団体であったが、そのうち動物保護団体は一／四程に過ぎなかった。以後この枠組のなかで、ブランドル報告の勧告内容が漸進的ながら実施に移されていくことになる。一九八一年の「動物健康法」*the Animal Health Act 1981* に加え、一九九一年の「豚の福祉に関する規制」*Welfare of Pigs Regulation*、一九九五年の「規制動物福祉 (屠殺) に関する規則」*the Welfare of Animals (Slaughter or Killing) Regulations 1995* などの導入がそれにあたる。

この分野では、畜産動物福祉が大衆の関心を集めた頃には、すでにMAFFとNFUの強固な政策コミュニティが成立していた。この政策コミュニティは動物保護運動の活動によって七〇～八〇年代になると一定の譲歩を

強いられしたが、NFUの優位はなかなか揺らがなかった。規制の執行は State Veterinary Service の担当であるが、査察官の数など不十分な点が多かった。

八〇年代半ばに入ると、特に環境保全に与える集約農業の影響に対する批判が高まり、これがMAFF、MFU、そしてCAPにおける農業支援の枠組に対しての批判につながっていく。「田園イングランド保護委員会」*Council for the Preservation (Protection) of Rural England (CPRE)* などの環境保護団体も発言力を強め、MAFFが環境保全について新たな役割を引き受けることを要求するようになった。当初MAFFやMFUは政策コミュニティの閉鎖性を維持することを優先して、このような改革をすることには消極的だったが、Doeの登場などMAFF自身の存在意義が脅かされかねない状況が現出しつつあったこともあって、特に一九八六年農業法 *Agricultural Act 1986* の成立後、保全、食品安全性、動物福祉の問題に——少なくともレトリックの上では——積極的に対応しているという姿勢を取らざるを得なくなってくる (Winter 1996, Ch. 9) および Garner (1998c, Ch. 9)。

このように、九〇年代以降動物保護団体に対するMAFFとNFUの優位は次第に揺らいでいった。世論の変化によってNFUも動物福祉や環境への配慮を示さざるを得なくなり、これに対して動物福祉団体はあらたにMAFFへのアクセスを拡大しており、NFUの独占的優位は失われつつある。さらに重要なのは、八〇年代末のサルモネラ事件、九〇年代のBSEなどで農業界が大衆や食品業界、小売業、保健省などと対立したことである。BSEの際にはBSEと異型クロイツフェルト・ヤコブ病 *variant Creutzfeldt-Jakob Disease (vCJD)* との関係を示す証拠の重要性を隠蔽した疑いをかけられ、さらに口蹄疫の発生にあたってMAFFとNFUは、他国で成功していたワクチン接種という選択肢を採らず旧来の大量屠殺による拡大防止に固執し、その拡大を助長したとされている。これによりMAFFやNFUおよび両者の関係が批判を浴びるとともに、集約農業などについても批判が高まったのである。この過程でワクチン接種を支持したり、強制屠殺に対して法的手段で抵抗する農民も現れ、MAFFも疫

病拡大の責任の一端を農民に帰すなどしたことで、農民とNFU・MAFFとの関係にも軋轢が生じている。NFUが推進してきた工業畜産に反対して有機農業を思考する団体 *Soil Association* や、消費者との新しい関係を構築しようとする農民の団体「ファーム」*Farm* といった新しい動きも登場している (Greer (2003), Woods (2004, Ch. 8) および McConnell and Stark (2002))。

労働党政権成立後の二〇〇一年、MAFFは環境省などと統合され「環境・食料・農村問題省」(DEFRA)に改組されている。これはBSEや口蹄疫でのMAFFの失態を受けたものであり、農業利益の擁護という目的は放棄されたとはいわないまでも、消費者利益や動物福祉、環境保護との均衡の中で追求されざるをえなくなっている。DEFRAは動物福祉問題にも積極的であり、二〇〇四年七月に「動物福祉法」*Animal Welfare Bill*の改正案のドラフトを公表している。この中で内務省管轄となる動物実験を除いた広範な動物福祉法制の枠組を再構築しようとしている (村上、二〇〇四)。

最後にEUにおける動物福祉について触れておく。長らくECで動物福祉問題を担当していたのはDG-VI(農業担当コミッショナー)であり、その下で一九七七年、八一年、九一年と国際的な家畜の輸送に関する指令が出されている。九〇年代初めまでCAP体制での集約農業化が奨励されていたこと、共通市場の完成が優先されていたこともあり、EUが比較的積極的役割を果たしてきた環境政策に関連する部分を除けば、ミニマム・スタンダードを設定するにとどまっていた。一九九七年以降はBSE等の問題もあり、重点の変化が見られる。食品問題に関わるDGも動物福祉問題を取りあげるようになっていく。二〇〇八年からはウイルス・クレートが禁止され、バッテリー・ケージや豚用ストール、クレートも近い将来に違法となる (ALIVE, 二〇〇四)。

三・一・二 動物実験 animals in scientific research

一九世紀半ば以降イギリスでも科学動物実験が拡大したが、ほぼ同じ時期、フランスの影響もあって、動物実験 animal experiment (生体解剖 'vivisection') の残虐性への非難も高まった。一八七六年には初めて王立委員会での調査が行われ、この調査の結果として制定されたのが「一八七六年動物保護法(動物虐待禁止法)」「*The Cruelty of Animals Act 1876*」である。一八七六年法の基本は動物実験を行う機関の「許可」*licence*・登録システムであり、許認可事務および、研究機関の監督・検査には、内務省の E Division があたるとなった (Radford, 2001, 69-72)。

研究コミュニティの側でも、動物実験への批判および NAVS などによる告発運動に対抗するために組織化が進められた。一八八二年に生理学者による「研究による医学発展のための協会」*Association for the Advancement of Medicine by Research (AAMR)* が発足し、動物保護団体に対する反駁など宣伝活動を行うとともに、その専門知識を活用して内務省との関係を構築することに成功した。AAMR の審議会は動物実験の免許交付にあたる調査を行う役割を委任された。一九〇六年に再び王立委員会が設置されて規制法の執行状況を調査しており、この後初めてフルタイムの査察官を設けるなどいくつかの改革が実施されている。再び科学者たちは自らの研究を防衛する必要にかられ、一九〇八年に「研究擁護協会」*Research Defence Society (RDS)* を設立している。RDS は以後内務省との関係において、排他的な優位を確立することになる。研究者は医学の進歩によって動物実験の正当性を示すことに成功し、大衆の反動物実験の熱は次第に冷めていった。RSPCA の会員のなかでも動物実験への反対者が減少し、RDS 会長が RSPCA の副会長を兼ねるような時期もあったとされる (Turner, 1980, Ch. 6)。

これ以後大戦をまたいで数十年の間動物実験問題は政治化しなかったが、この間二〇世紀の科学の発展のために、一九世紀末の立法時とは実験の数、手法などの面で大きな変化が生じることとなった。免疫学、化学療法、ウイル

ス学などあたらしい研究分野の発展に加えて、製薬産業や化粧品産業の拡大から、毒性テストなどにおける動物実験の需要が増大した。特にイギリスではグラクソ Glaxo など製薬産業が主要な産業であった。

一九六二年、動物実験の実態を調査するためにスタンリー・リトルウッド Sir Stanley Littlewood を委員長とする「リトルウッド委員会」が設置され、三年間の調査の後、六五年「リトルウッド報告」が提出されている。しかしながら、この時点では動物実験の改革を求める世論の盛り上がりはなく、歴代の内相はこの報告を放置することができた (Garner, 1998b)。

動物実験が本格的に政治問題となったのは一九七〇年代のことである。動物保護団体が草の根の活動を動員して大規模なキャンペーンを開始し、大衆やマスコミの注目を集めるようになった。また、従来の動物福祉の主張、すなわち不必要な苦痛からの保護ではなく、「権利」「解放」といったあらたな主張が登場し、動物保護の運動を活性化させたのである。これは環境運動による野生動物保護や、畜産動物の境遇への関心と期を一にしていた。

一九七五年にはタブロイド紙 Sunday People に掲載された、ビーグルがチェシャー Cheshire にあるインペリアル・ケミカル・インダストリ Imperial Chemical Industries (ICI) の研究所でタバコを吸わさせられているという記事が、大衆の関心をかき立てた。七七年、著名な動物保護運動家であるダグラス・ホートン卿 Lord (Douglas) Houghton、クライヴ・ホランズ Clive Hollands、ライターらの指導によって動物実験の制限・廃止を訴える圧力団体「動物実験改革委員会」 Committee for the Reform of Animal Experimentation (CRAE) が結成されている。CRAEは「ホートン・プラット・メモ」 Houghton-Platt Memorandum を内相に提出したのを切っ掛けに、内務省への足がかりを得ることに成功する。CRAEが重視したのは、新法に enabling clauses を設け、担当大臣が必要と認めれば法改正なしに修正、規則 regulation や命令 order など二次的立法 secondary legislation を出すことができるようにするということであった。以後 RSPCA や CRAE など主要な団体が政府機関への恒常的なアクセスを獲得し、

「インサイダー」としての地位を獲得していく (Hollands, 1980 ; Radford, 2001, Ch. 18)。

また、ホートン卿、ホランズ、ライダーらは、省庁とのリンクを獲得すると並行して、'Putting Animals into Politics' というスローガンを掲げ、政党や議員に対する働きかけを開始している。選挙において運動の趣旨に賛同する政党や議員を支援し、マニフェストに動物保護の条項を書き込ませることを目的として「動物保護のための総選挙調整委員会」General Election Co-ordinating Committee for Animal Protection (GECAP) が組織され、動物福祉にシンパシーを持つ候補・政党に、公認や献金などの支援を提供した。この運動の効果はきめんで、各政党はこれに対応して、先述のように、一九七九年総選挙以降一八七六年法の改正や畜産動物福祉の改善に関する項目を登場させるようになった (Hollands, 1980, Ch. 7-15)。

このような動物保護運動の活発な活動、政党の側の積極的な対応をみたRDSは、なんらかの改革が不可避になりつつあることを悟り、RDS元会長でもあったハルズベリ卿 Lord Halsbury に先制的に議員法案を提出させている。動物保護団体がこの内容に満足せず、保守党政府も動物保護団体を排除することを回避しようとしたため、ハルズベリ法案は廃案となった。これに対し CRAE, FRAME, BVA は共同で立法に関する提案を行うなど攻勢を強めた。これら動物保護運動の努力は、八〇年代にいくつかの制度改革を実現させることになる。

保守党政権期に導入された一九八六年法はほぼ一〇〇年ぶりに実験動物に関する法制の枠組みを変更するものであり、これに基づいて、議会に対して実験動物に関する問題を調査、報告するための機関「動物処置委員会」Animal Procedures Committee (APC) が設置されている。法的執行権限のない non-statutory 組織である FAWC や「動物園評議会」Zoos Forum、'コンパニオン・アニマル福祉委員会' Companion Animal Welfare Council (CAWC) より強い立場を持つとされる。APC はプロジェクトベース、個人ベースの二重ライセンスシステムにおけるライセンス交付に携わる。苦痛レベルの情報を集め、コスト・ベネフィットの判断を行うのである。動物保護運動はこ

これらの法を実際に遵守させるために監督・証拠捜し・告発などの活動を展開してこれを補完する。この体制の下、以前は稀であったライセンスの取り消しや関係団体への指導が行われるようになった(Radford, 2001)。また、二〇〇四年五月には、動物実験の「縮小・改善・代替(三つのR)」のための「Centre for Best Practice for Animals in Research」(CBPAR)の設置により、内務省、DEFRA、保健省、教育省、通商産業省(DTI)、科学技術局、Office of Science and Technology (OST)、食品基準局 Food Standard Agency, Health and Safety Executive, Medicines and Healthcare Products Regulatory Agency など、動物実験および動物実験を使用する企業・研究教育機関との関わりを持つ多くの省庁および独立機関を連絡して情報の共有・政策の提案などの活動が委ねられることが発表されている。

次項とも関連するが、九〇年代以降、動物実験を行っている企業・大学などを対象にした急進的な動物の権利団体による解放、脅迫、襲撃などの事件が多発している。近年の事件としては、動物実験を大規模に行っていたハンティングドン・ライフ・サイエンス研究所 *Huntingdon Life Sciences* (元 *Huntingdon Research Centre*) への侵入・襲撃事件や、反動物実験団体「スピーク」*Speak* によるオックスフォード大学へ寄付を行っている企業や個人に対する抗議や嫌がらせなどがある³⁹⁾。

三・二 直接行動の増大とEUという次元

九〇年代になって行われた動物保護運動による広範な抗議行動のターゲットとなったのは食用仔牛(ヴィール) *veal* の輸送時の取り扱いである。ヴィールは草を食べ出す以前の(現在では無理に食べさせないことによる)若い仔牛の肉で、薄いピンク色をしており、柔らかいことから高級食材とされる。雄の仔牛はイギリスの酪農家にとって利用価値がなく、しかもイギリス国内での消費が少ないことで、生産量の多くは仔牛をよく食する大陸ヨーロッパ

バに輸出されていた。

「ヴィール・クレート」(ヴィール木枠) *veal crate* を使用しての食用仔牛の育成および大陸への輸出は、一九五〇年代には既に抗議運動の対象になっていた。クレートにぎゅう詰めなされ、肉を白く保つためによく食事も与えられず、向きを変えることもままならないままに移送され、屠殺されなければならなかった。この間仔牛は貧血状態にされ、ストレスをから胃潰瘍などさまざまな病気に苦しむことになる。その時点でイギリスでは既に違法な取り扱いであったが、大陸諸国への輸出については規制がなされておらず、五〇年代に商務省 *Board of Trade* にバルフォア卿を長とする小委員会がおかれ、ガイドラインが導入されたものの(「バルフォア保証」*Balfour Assurance*)、外交上の約束に過ぎなかったこともあり、著しく実効性を欠いた (Stevenson, 1994; Brown, 1974)。

七〇年代に入ってもクレートの使用は間断なく続けられていたが、動物保護運動からの度重なる告発を受けて、一九七三年に MAF のもとでオブライエン卿 *Lord O'Brien* を長とする「屠殺のための動物の輸出に関する委員会」*Committee on the Export of Animals for Slaughter* 通称オブライエン委員会が設置され、翌年勧告がだされている。家畜輸送における動物福祉の状況について依然として問題が多いことが指摘され、是正措置として監督機関の設置などの提案がなされたが、即時完全禁止までは要求しなかった。結局一九七四年選挙によって成立した労働党政権はオブライエン報告を事実上放置し、いったんは差し止められた仔牛輸出を再開することを承認している。また報告は、屠殺方法や移送に関してヨーロッパレベルでの統一した規制の整備がなされることで効果的規制につながることを期待していたが、EC からだされたいくつかの指令は適切な執行が伴わず、違反の横行を許してしまう (Garner, 1998c, Ch. 8)。

一九九三年、イギリスから輸出されている家畜に関して国内では一九九〇年に禁止されているクレート (木枠) が依然として使用されていることが動物保護団体 C I W F によって告発される。九五年の一月には、C I W F の調

査ビデオを情報源に、生きた家畜の輸出の実態（コヴェントリからレンヌへの空輸およびフランス内で行われる長時間の移送）についてのテレビ番組が放映され、大衆の関心を集めた。C I W Fは農業大臣に対して輸出の差し止めを要求するが、農業大臣はローマ条約の Article 34を理由に、輸出の差し止めを拒否した。これに対抗してC I W Aは、Article 36の「公共道徳・公共政策・公共の安全を理由にした通商取り引きに対する制限」を根拠にした訴えを起こしている¹⁴⁾。イギリスの国内では、フェリー会社や港湾に対する抗議・圧力行使、そしてブライトリングシー、コヴェントリ、ドーヴァーなど南部・南東部の港に続く道路の封鎖活動が展開された。この過程で警察隊との衝突や、コヴェントリでの抗議に参加した青年ジル・フィップス *Jill Phipps* が、仔牛を積んだトラックにはねられて死亡するという事件も発生している。輸出の停止については九六年にB S Eの発生を理由にE Uがイギリス産の肉牛の輸入を禁じたことが決定的であったが、メディアを駆使して大衆の注目を集めるとともにE Uレベルにまたがる活動を繰り広げた動物保護団体の存在感と行動力を示した事件であった（McLeod, 1998; Ryder, 1996）。

四 狩猟禁止法をめぐる政治過程

四・一 キツネ狩りに…前史

現在イングランド・ウェールズでは一七八程度のハント（狐区）*Hunts*が存在し、それぞれ二〇匹程度の狐犬を管理している¹⁵⁾。これらは秋から早春までの狩猟シーズンに週二回程度の狩り「*Meat*」を行い、のべ五〇、〇〇〇人程度の参加者によって、およそ一四、〇〇〇匹程度のキツネが殺される¹⁶⁾。

キツネが狩りの対象になるのは、まず人間にとってキツネ（アカギツネ）が農作物を荒らし家畜を襲う「害獣」*pest*であるため、その個体数をコントロールせねばならないという経済的理由がある。一方でキツネ狩りは、ほか

の狩猟がそうであるのと同様にエンターテインメントとしての性質をもっており、スポーツとしての高揚、社交、祝祭、そこにおける流行の服装の披露と社会的威信の誇示などの社会的機能を担ってきた。

現在のようない「ブラッドスポーツ」*blood sport*としてのキツネ狩りが確立されたのは一六世紀頃まで遡るとされている。追跡のための乗馬、獵場として広大な所領が必要であるため、愛好者の中心は貴族やジェントルマンたちであった。

キツネ狩りに参加する人間は基本的に獵犬を追跡するだけで、自らキツネを追ったりキツネを銃で撃つたりということはない。キツネを搜索し、追い立てて、止めを刺すのは獵犬の役割である。追跡には馬が使用される。キツネは広範囲をかかなりのスピードで逃走し、これを獵犬と「pinks」と呼ばれる赤いジャケットやライディング・ブーツなどの衣装に身を包んだ人馬（フィールド・マスターとフォロー）が野山の隠れ場 *coverts* や農場を駆け抜けつつ追跡する。キツネは獵犬の牙により仕留められる。キツネの皮は利用の対象でなく、食用にも適さないということ、死体は犬の餌食になるか、木の枝に掛けられたりもする。場合によっては尻尾が幸運のしるしとして婦人に与えられたりといったことも行われる。これが残酷性が叫ばれる所以である。

キツネ狩りは他の獵と異なりかなり大がかりなものとならざるを得ない。まず飼育・訓練された獵犬の集団「バック」*backs* と、追跡用の訓練された馬が必要である。キツネ狩りの人気が増すに従って、ハリヤー *harrier* やフォックスハウンド *foxhound* などキツネ狩りに適した獵犬の品種改良も進められた。これは、それ以前から行われていたウサギ狩り *hare coursing* とキツネ狩りに要する資質の違いによる。獵犬や乗馬の飼育・訓練、狩猟の際の獵犬の指揮、荷物運び、ハンターの身の回りの世話を行うのはハンツマン *huntsman* やケンネルマン（飼育係）*kennelman*、ウィッパー・イン（獵犬指揮係）*whipper-in* らの役割である。獵場で使用される土地の整備も必要である。これらの性質から、狩猟に付随する産業が生まれる余地があるといえる。狩猟継続の正当化事由として、害獣の個体数コ

ントロールと並び、猟場の整備にとまなう環境・景観の保全や農村経済への貢献が挙げられるのもこうした性質による (Milbourne, 2003)。

このようなキツネ狩りの特質、すなわちキツネ狩りを主催するには所定の土地所有が必要であるとともに、狩猟には一定の費用負担が必要になること、また、主催者たる「マスター・オヴ・ハント」*master of hunts* は地域で名誉職的な扱いを受けるといったことから、キツネ狩りは貴族・ジェントルマンの階級的地位・財産・文化と結合してきた⁴⁹⁾。都市で主に労働者・庶民の間で行われていたブラッド・スポーツ (動物いじめなど) が、労働規律等の改善との意味合いもあって一九世紀前半の動物福祉立法導入によって規制の対象となるなか、貴族・ジェントルマンによるキツネ狩りは田園地域で存続していた。工業畜産における家畜の取り扱いと同様、農村で行われる動物に対する虐待は、多くの普通の都市住民にとって縁遠い出来事であり、むしろ「農村」という一つの表象を形成するファクターとなり、狩猟が頻繁に行われる地域では一つの支配的価値を形成しつつ継続されてきたのである (川島, 2004; Jones, 2004; 松井, 2002; Marvin, 2001; Milbourne, 2003)。

四・二 構造

狩猟禁止法の政治過程は伝統的に動物実験問題や畜産動物福祉法の改正とは異なる特徴を帯びることとなった。狩猟産業に関する規制が存在せず、狩猟が経済において占める位置も重要ではなかったため、狩猟関係者と関係省庁との強力なコネクションは存在しなかったよって、畜産動物に関連する問題における農業問題省と農業団体との関係、科学実験における動物の使用に関する科学研究団体と内務省との関係が大きな壁となつて立ち上がったことと比べれば、狩猟禁止のための立法・規制の導入の政治過程は、はるかに壁が低く、オープンな構造を持っていたといえよう⁵⁰⁾。

また上記の特徴とも関連することであるが、相対的に議会、それも自由投票を許された議員たちの役割が大きくなった。動物保護に関心を持った労働党議員は保守党政権期から狩猟禁止法を議員立法として提出しては敗北を繰り返してきた。しかしブレア政権の成立を迎えて状況は一変する。労働党首脳が法案を後援する意思を表明したことで、法案の成立は一気に現実味を増すことになった。CAなどの反対行動は、議会での展開を後追いせざるを得なくなったのである。

議会ではこのような個人の「良心」conscienceに関わる問題は個々の議員の自由投票に委ねられる領域とされてきた。このため、当初法案は議員提出法案 *Private Members' Bill (PMB)* に対して政府が同意を訴える形をとることになった。しかし、事態の収拾を図りたい政府がイニシアティブを採ることを決意してからは、政府法案とそれに対する修正が審議の中心となった。最終的に通過した法案も、環境・漁業・農業問題大臣アラン・マイケル *Alan Michael* のものであった。

加えて、前述した理由によってキツネ狩り愛好者には貴族・大土地所有者が多かったため、イギリスに貴族議員 *Peers* を中心とする上院が存在することが意味を持つこととなった。上院改革にもなう上院自身の憲法上の地位の変動に関する問題を除けば、近年これほどまでに上院が注目を浴びたことはないといつてよからう。実際に上院が法案への同意を拒み、下院を通過した法案に対して修正・否決・フィリバスターを繰り返したことで、下院の側が一九一一年（および一九四九年）議会法 *Parliament Act 1911, 1949* を発動せねばならない状態を招くに至ったのである。

政党についてみるならば、このイシューに特徴的なこととして、政党間で比較的是っきりとした意見の相違がみられた。大まかにいって「政府（＋自由民主党 *Liberal Democrats*）」対「野党（保守党）」という対決の構図がみられた。ただし、各党の中にもそれぞれ禁止派・禁止反対派が存在していたし、中間点で妥協を探ろうというグル

ープも存在していた。

労働党政府は議員提出による狩猟禁止法案を支持し、通過させることを約束していた。しかしながら、禁止反対派のデモンストレーションが激しさを増し、上院がなかなか非妥協的な姿勢を崩そうとしなかったこと、さほど重要でもない問題に時間を費やすことで選挙に影響することを怖れたこと、そして法案が通過した後の執行面で混乱を避けられなくなると考えたことから、妥協的な中間案の成立を模索するようになる。政府首脳とバックベンチャーの間には明白に温度差があり、この問題であまり対立を昂進させたくない・時間を割かれない政府と、一種の「階級戦争」としてこの問題を重視するバックベンチャーの間で軋轢が耐えなかった。政府不信に陥った狩猟禁止派は譲歩を拒み続け、結局政府の妥協案が受け入れられることはなかった。

マイケル・ハワード *Michael Howard* は、将来政権に就いた際に法案を修正する可能性について言及し、多くの保守党議員も労働党平議員の P M B に対して反対票を投じ続けたが、投票にあたっては自由投票を許し、保守党全体として強力に法案の妨害に反対することはなかった。保守党議員の中にも影の内相アン・ウイデコム *Ann Widdecombe* など一定程度の禁止賛成派が存在していた。

前述の通り自由民主党は動物福祉問題に積極的な政党であり、議員の半数以上は労働党議員や政府が提出した法案に賛成投票を投じている。ただし、エビック *Lembit Öpik* は、*Middle Way Group* に属し、完全禁止は行き過ぎで現実にも執行が難しいという観点から、「野生哺乳類(保護・修正)法案」*Wild Mammals (Protection) (Amendment) No.2 Bill* を提出している。彼は最終的に成立した狩猟禁止法に批判的であり、ウェールズにおける市民的不服従・暴力の拡大を懸念する発言を行ったことを機に党内で小競り合いが発生している。

この分野の利益団体としては、一九三〇年に設立された「英国野外スポーツ協会」*British Field Sports Society (BFSS)* が狩猟支持団体の代表であり、狩猟に好意的な議員、特に保守党議員や上院議員を後援して、狩猟を制限・

禁止しようとする立法を葬ってきた。狩猟擁護団体が狩猟を擁護するレトリックとしては、「害獣駆除」*pest control*（家畜の保護）、「個体数コントロール」といったものが伝統的であるが、一九九六年に創設された「農村運動」*Countryside Movement* は、農村問題全般を取りあげるなかで狩猟を扱うという戦略を採用し、「農村経済・農村文化における意義」を強調したり、「環境・棲息地 *habitats* の保全」という環境主義的装いをまとった主張を展開するようになっている。一方、反狩猟ロビーの側には、狩猟禁止問題を中心の課題に掲げる「残酷スポーツ反対連盟」*League Against Cruel Sports (LACS)* を代表とする多くの動物保護団体があり、キャンペーン活動や狩猟関係者への直接的妨害、狩猟地域における土地取得、狩猟によりペットや私有財産に損害を与えられた者への法的なアドバイスの提供などを進めるほか、反狩猟を掲げる労働党を支持して多額の献金を行っている。一九九七年には、IFAWが一、〇〇〇、〇〇〇ポンドもの献金をしたといわれている (Garner, 1998c, 111-13)。

しかしながら、今回の狩猟法案の政治過程において特に存在感を示したのは、一九九八年にBFS、*「農村運動」*、「農村ビジネスグループ」*Countryside Business Group* の合同によって成立したCAである。食品問題、農業、カントリー・スポーツ、土地開発、農村における雇用問題、ツーリズム、アメニティ、景観維持・生物多様性保全、地方のガヴァナンスと自律性の促進など、農村に関わる広範な問題についてのロビー団体であるが、今回は狩猟継続を中心に据えて活発な活動を展開した。労働党政権に対抗するために大衆の会員を集める努力を続け、一〇〇、〇〇〇人の会員と、さらに関連組織に二五〇、〇〇〇人の準会員がいると称している。機構的にも政策立案・キャンペーン実施のために一〇〇人を越えるスタッフを擁し、ロンドンとウスターシャー *Worcestershire* のオフィスの他、各地に支部を開設している。また、インターネットを利用した宣伝を広く展開し、Webサイトにメディアへの露出、政府の政策等へのコメントなど関連情報を集積するのみならず、デモや直接行動の情報を提供している。また、農村情報ネットワーク *Rural Communications Network* というセクションから「grass e-route」というメールマガジ

ンを発行し、情報発信を行っている⁵⁵⁾。議会内では上院に労働党のマラリユー女男爵、保守党のマンクローフト卿 Lord Mancroft などの支持者を擁し、政府へのロビー活動から議会外の抗議行動、法廷闘争、対立団体の乗っ取り⁵⁶⁾など、総選挙のタイミングなどを計算しつつ硬軟織り交ぜた戦術を駆使して、狩猟法の導入・執行に抵抗している。

議会外においては、近年の道路建設反対運動、動物の権利運動、燃料危機への抗議運動、反GMO運動などと同じく、合法・非合法を問わず広範な抗議行動・直接行動が展開された Doherty, 1999; Doherty et al., 2003a; Doherty, 1998; Seel et al., 2000)。環境運動においては、Jordan and Maloney (1997) が指摘したように、「グリーンピースや「地球の友」Friends of Earth などの大組織が九〇年代までに会員数を数十万まで大幅に増やし、「メール・オーダー・抗議ビジネス」‘mail order protest business’ としての地位を確立するとともに、中央組織は下部のローカル団体や活動家からの財政面での自律性を得た。これらの団体は新たな資源をもとに、中央政策決定におけるインサイダーとしての地位を獲得する反面で、直接行動のような、せっかく得た地位を失いかねないような行動には自制的になっている。その間隙を埋めるようなかたちで Earth First! のような新世代の団体が登場し、直接行動を活性化させている。今回の狩猟法反対運動においても、NFU のような既に地位を確立した団体が勢いを失う中で、CA などの新しい団体に率いられた法案反対派の集団が、ロンドンを中心とする市街地から、狩猟が行われる田園地帯に至るまで様々なタイプの抗議行動を繰り広げた。特にロンドンで行われた二度のデモは大規模なものとなり、二〇〇四年九月のデモでは過激派数名がウェストミンスターの議場に乱入したことで、世界の注目を集めることになった。大衆を動員した抗議運動や過激派による違法な直接行動が、動物保護運動の側だけでなく、いわばその敵方によって行われた点で、動物実験や畜産動物に対する保護をめぐる政治過程とも、家畜の輸送に対する抗議・直接行動とも大きく異なるパターンが展開されることになったのである。

狩猟に実際に楽しんでいる、あるいは狩猟に関係する仕事に従事している人口の少なさを反映して、世論調査で

は狩猟禁止法への支持が優勢であった。⁽⁹⁸⁾ 狩猟への支持は狩猟が行われている農村で比較的高かったものの、農村の中でも必ずしも全面的な支持が得られていたわけではない。二〇〇二年九月に行われた 'Countryside March' の参加者について行われた MORI のサーヴェイでは、農村地域の社会的構成と参加者のそれが大きく異なることが示されている。農村地域で二五%程度の A B 層が五二%を占めており、二五%の D E 層は僅か四%に過ぎなかったことから、狩猟支持者の階層が上流の方に偏っていたことがわかる。また、政党支持は保守党支持が圧倒的に優勢で、八二%だった(同時期の国民全体の保守党支持は二七%)⁽⁹⁹⁾。また同じく MORI の調査で、農村部における狩猟法への態度を調べた世論調査で、八九%が、狩猟とは縁遠く、六一%が経済的重要性、六四%キツネの個体数コントロールのための猟犬を使った狩猟の必要性を否定している。⁽¹⁰⁰⁾ 全体としてみれば大衆はどちらかといえばキツネ狩りの残酷さから禁止法の導入に賛成していたといえるが、キツネ狩りは所詮圧倒的多数の人間にとってさほど重要な問題ではなく、医療ケアのようなより生活に関わる重要項目の改善が進まないうえ、イラク戦争や授業料問題をめぐって人気を失ったブレアが自党のバックベンチャーを懐柔しようとしているに過ぎないという意見も根強かった。⁽¹⁰¹⁾

四・三 展開

四・三・一 一九九七年以前

第二次世界大戦後、早くも一九四九年には、労働党議員によって狩猟禁止や制限を訴える二つの議員提出法案が提出されている。一方はすぐに撤回され、もう一方は第二読会までいってから敗北している。労働党政府は狩猟に関する調査委員会を設置(スコット・ヘンダーソン委員会 Scott Henderson inquiry)したが、この委員会はキツネ狩りが害獣・狩猟対象の個体数のコントロールに果たす役割について肯定的評価を下し、殺害の残酷性に関して、罠などによる他の方法と比べて大差ないものとみなし、継続は妥当であるという結論を下している。⁽¹⁰²⁾

これ以後、一九八〇年代に各政党が狩猟禁止に関する主張を取り上げるようになるまでは、一九七〇年にウサギ狩り禁止法案が時間切れにより廃案になった以外に目立った動きは見られなかった。

前述のように、労働党は七九年総選挙以降マニフェストに狩猟禁止の条項を掲げるようになった。長期にわたり保守党政権が継続したため、九七年まで労働党の主張が日の目を見る可能性はなく、実質上通過の見込みがない状況のなかで議員立法の提出が繰り返されていた。メイジャー保守党政権下の一九九二年、労働党の平議員ケヴィン・マクナマラ Kevin McNamara が、猟犬を使った狩猟の禁止を目的とした「野生哺乳類(保護)法」*The Wild Mammals (Protection) Bill* を提出し、第二読会で敗北、廃案となっている。翌年には同じく労働党古参議員のトニー・バンクス Tony Banks が「キツネ狩り(禁止)法案」*Fox Hunting (Abolition) Bill* を提出している (Cowley and Stace, 1996)。

一九九五年にはスコットランド出身の労働党議員ジョン・マクフォール John McFall が、猟犬を用いた狩猟禁止をうたう法案 *The Wild Mammals (Protection) Bill* を提出している。このとき下院における保守党のリードは大幅に縮小していたうえ、労働党以外にも法案への支持が集まった。マクナマラが同時期に再度提出した法案とともに第二読会を通過したが、多大な修正を加えられ、一九九六年二月に成立した際には害獣のコントロールを目的とする狩猟を合法とする内容になっていた (Garner, 1998c, Ch. 5)。

四・三・二 ブレア労働党政権の登場

一九九七年総選挙における労働党の地滑りの勝利にもなうブレア政権の登場は、それまでの停滞状況を一変させる。労働党のマニフェストは、狩猟禁止法について、自由投票に委ねることを明記しており、これを後援することを事実上表明したものとみられていたからである。

一九九七年一月五日、ウスター出身の労働党議員マイケル・フォスター *Michael Foster* が超党派の後援を受けて議員立法を提出した。⁶² フォスター法案は一月二八日、四一一対一五一の賛成多数で下院を通過した。法案通過が近いという危機感を抱いたC Aは、一九九八年三月一日に、*Countryside March* を決行した。公称およそ二五〇、〇〇〇人も狩猟継続支持者がロンドンを行進している。結局同月一三日、フォスター法案は下院で審議時間切れとなり、取り下げられた。

翌一九九九年七月三日、再びフォスターの提出した「野生哺乳類（猟犬による狩猟）法」がフィリバスターによって廃案となるが、七日にはブレア自らBBCの「Question Time」において、依然として会期中に狐狩り禁止法を通す決意であることを表明し、閣僚を驚かせた。⁶³ しかし、ブレアは九月二七日に行われた秋の議会再開時の女王演説に狐狩り禁止法を盛りこむことはなく、会期中で完全禁止案を成立させることは諦めたという観測がなされた。⁶⁴ 狩猟継続派の団体はこそぞと攻勢を強め、九月二八日にバーンマスで行われた労働党大会はC Aなど狩猟支持団体によって包囲された。⁶⁵ のち、九月末になると、ブレアおよび農相マーガレット・ベケット *Margaret Beckett* は、上院の抵抗が激しいために、次の総選挙までに狩猟禁止法を導入することは難しいと認めている。⁶⁶ バックベンチャーからの抵抗は激しかったが、政府はこの方針を維持することになる。⁶⁷

ロンドンでの展開と並んで、スコットランドでも猟犬を用いた狩猟を禁止する法案の審議が行われていた。この七月には、労働党バックベンチャーのマイク・ワトソン *Mike Watson* がスコットランド議会に猟犬を用いた狩猟を禁止する法案を提出することを発表し、九月二二日にワトソンはSNPのトリシア・マリック議員 *Tricia Marwick* と共同で法案を提出している。これを受けて一月、スコットランド執行府は、*Macaulay Land Use Research Institute* に狩猟禁止の経済的影響を調査させている。翌年四月四日にはスコットランド議会の *Rural Development Committee* で、ワトソンによる法案の概要説明が行われた。これと並んでスコットランドにおいても反狩猟法案の抗議運動が

展開されており、Scottish Countryside Allianceの後援を受けた議員がワトソン法案に対する妨害を行った。六月二六日にはマコーレー研究所による報告書が提出されている。

ロンドンでは一月一日、ジャック・ストロー内相によって、総選挙マニフェストに狩猟禁止法の成立を盛り込み、このために政府が法案提出のイニシアティブをとるという方針とともに、狩猟禁止に関する調査委員会の設置が発表された。委員長には元大蔵省官僚のバーンス卿 Lord Burns が就任することになった。翌年の六月十五日、所謂「バーンス報告」が提出されている。

一方、バーンス委員会の調査委員指名の際にも、バーンス卿自身狩猟を支持する団体と関係があることや、British Field Sports Society との関連がある Lord Soulsby of Swaffham が含まれていたことで、労働党議員や反狩猟団体から厳しい批判が浴びせられることになった。バーンス報告は、イングランド・ウェールズで行われているキツネ狩りをはじめとする猟犬を使った狩猟について、その現状および特にその残酷性の検討、そして禁止を導入した場合に当該農村部に与える経済的打撃の程度を分析したものである。この報告書はそれ自身として狩猟禁止を明確に主張するものではなく、禁止法実施の帰結を冷静に分析している。狩猟がもつ害獣駆除の側面を認めるとともに、猟犬の使用にかわる罾や銃による殺害といった代替案についても残酷性において大きく変わることはない指摘している。狩猟法案をめぐる対立は報告書の提出後も収まらなかったが、バーンス報告が禁止・現状維持いずれか一方を後押しするような性質のものではなかったことに注意すべきである。この種の文書の常ではあるが、既に両極化していた政治状況の中に投げ込まれたため、禁止賛成派・反対派にいいようにつまみ食いされるか、さもなくば「偏見にみちた」報告という罵声を浴びせられ、妥協を導く役割を果たせなかったのは皮肉なことである。

ブレアおよび政府は法案通過の最終局面に至るまで、禁止賛成派と反対派との間に妥協点を見いだす努力を続けていた。二〇〇〇年四月頃に明らかになったストローの方針では、複数の選択肢を含めた法案を提出するもので、

議員たちが全面禁止から現行制度の維持まで選ぶことができるというものであり、禁止法支持派のバックベンチャーもこれに対して好意的であった。⁷⁴一方で、ブレアがなかなか次の総選挙における狩猟法案の取り扱いに対する態度をはっきりさせなかったことは、バックベンチャーをいらだたせた。⁷⁵このような状況で七月七日に改めてストローク内相から、「全面禁止」、「現状維持」、「特定の種への制限、または地域的事情を考慮した限定的禁止」、「許可機関を通じた厳格な規制の導入」、「地域別のレフェレンダム」という五つの選択肢からなる政府法案が提出されること⁷⁶が確認されている。このような状況で、超党派の Middle Way Group から、独立の狩猟監督機関をもうけて猟犬を用いた狩猟に対するライセンス管理および、あらゆる行動基準を実施するという提案もなされている。⁷⁷

政府提出法案は二〇〇〇年一月二〇日に第二読会を三七三対一五八で通過した。翌年になると、内閣の中の意見の相違が報じられている。ブレアは議決に参加するならば完全禁止を支持するが、ストロー、クック、社会保障相ジェフ・ルーカー *Jeff Rooker* らはライセンス制を支持するというものであった。⁷⁸

二〇〇一年一月一七日の議決においては、登録された Hunt による狩猟を許す現状維持案、監督機関によるライセンス制度のもとでの狩猟継続案、完全禁止の三つの選択肢が与えられた。現状維持案は三九九対一五五、許可制も三八二対一八二でもとも否決され、完全禁止案が三九九対一五五で通過している。⁷⁹ベルファストを訪問していたブレアは投票しなかった。この後、上院が法案を否決することを前提にして、総選挙のマニフェストに狩猟禁止法について盛り込むかどうかという点をめぐって論争が展開されている。⁸⁰

このときイギリスで口蹄疫が発生して爆発的に拡大しつつあり、この処理のために総選挙が延期されるとともに、狩猟も一時的に全面禁止されることになった。この禁止は一月一七日まで一〇ヶ月間にわたるものであった。これにもなってCAは総選挙に合わせて三月に予定していたデモの中止を宣言した。⁸¹しかしながら、このような一時休戦ムードのなかで、三月一日、ライセンス制を支持した社会保障相ルーカーの下院事務所において、狩猟禁

止支持の過激派による犯行と見られる発砲事件が発生した。このほかにホーイら二名の労働党議員が反狩猟過激派の「ヒット・リスト」に載っていたことも明らかとなった。⁸⁵⁾

ここで上院における採決の直前、CAからライセンス制の導入、すなわち選挙への悪影響を怖れる閣僚や Middle Way Group が支持している中間案を受け容れるという妥協案が公表されている。上院においてこれに呼応する動きもみられた。⁸⁶⁾

しかしながら、上院において勝利したのは現状維持案(二四九対一〇八)であり、中間の狩猟許可制案(二〇二対一二二)は、バックベンチャー支持の全面禁止案(三二七対六八)とともに否決されている。反対派の中には七〇人を越える労働党所属の Peat が含まれていた。結局総選挙が近づき第一次ブレア政権における審議時間が尽きたため、法案は廃案となった。⁸⁷⁾

四・三・三 第二次ブレア政権

労働党は五月一六日に総選挙のためのマニフェストを発表したが、狩猟法案に関しては自由投票に付すこと、次期議会で結論をつけることが約束されていた。⁸⁸⁾これに従って総選挙終了後には、女王演説(六月二〇日)において狩猟法案が立法計画が発表された。これにより前政権において審議時間を失って廃案となった狩猟法案に、改めて十分な審議時間が与えられることになった。一九一一年議会法との関係上、上院の抵抗力はかなり低下することになったのである。⁸⁹⁾

一方、上院改革案の中途半端さ、および狩猟禁止法の審議が行われないことなど、労働党バックベンチャーの間には不満が蓄積されていた。一六日に行われた議会労働党の会合では、狩猟禁止派からブレアに対して法案の審議を早急に進めるよう強い圧力がかけられたのである。⁹⁰⁾

二月一七日、農業問題相マーガレット・ベケット *Margaret Beckett* が、今会期中に狩猟について投票を行うことを確認する発言を行っている。このとき法案がいつ審議されるかという点について明言されなかったことは、一部バックベンチャーの疑念を呼んだが、これに引き続き二月二十七日にブレア自身が首相討論の中で、狩猟法の票決を行うことを確認し、翌日の新聞では政府がイースター休会前を予定していると報じている。⁽⁸⁸⁾

二月二十八日、政府は狩猟法に対する下院での投票を行う時間を作るために他の立法を遅らせる決定を行った上で、再び三つのオプション（全面禁止、ライセンス制の中間案、現状維持）を伴う法案を提出する旨を発表した。⁽⁸⁹⁾ 政府は再び中間案を支持するというシグナルを送ることによって、上院との間で妥協を成立させようとしていたものとみられる。これに対してバックベンチャーたちはいかなる妥協も受け容れない姿勢を崩さなかった。⁽⁹⁰⁾

三月一八日に行われた下院の投票では三八六対一七五で全面禁止案が通過し、中間案は三七一対一六九で否決され、政府による妥協の模索は空振りに終わった。⁽⁹¹⁾ これに対して上院の側は、一九日にライセンス制度のもとでの狩猟継続という政府の中間案を三六六対五九で支持した。下院が支持した全面禁止案は三三一対七四で否決されている。⁽⁹²⁾ CAおよび上院におけるその支持者は、再び政府との間で妥協点をみいだそうとしていたが、このような動きに対して、古参バックベンチャーのジェラルド・カウフマン *Gerald Kaufman* は、下院の意思が守られないならば労働党から鞍替えするという脅しをみせた。⁽⁹³⁾

三月二一日、あらたに狩猟法関係の責任者となった農業問題相アラン・マイケル *Alan Michael* は、上院の反対を乗り越えるために一九一一年・一九四九年議会法 *Parliament Act*⁽⁹⁴⁾ を使用することになるかもしれないという見通しを表明した。その際は、利害関係者の意見を聴取するために六ヶ月間の協議期間を設けることを付言している。⁽⁹⁵⁾ 以前の三オプションからなる法案を廃棄して、新たに「残虐性」の防止と一定の「有用性」を認めるという原則に基づき新しい法案を導入し、秋の会期に提出する計画であることを公表した。これは低地地方における害獣駆除に

おける狩猟の貢献を認めなかったバーンス報告の内容を受けたものであり、ウェールズ、カンブリア、ノーサンバランドを除く地域で狩猟が禁止される見通しが示されたことになる。⁹⁶ この提案に対しては、狩猟禁止反対派はもちろんのこと、協議期間を先延ばしと考えるバックベンチャーや動物の権利グループからも不満が寄せられている。⁹⁷ 以後この協議期間を利用して、マイケルを中心に妥協の試みが続けられることになる。

秋の議会の開会の時期そして協議期間の終わりが近づくにつれ、政府、政党および関係団体の議会内外における活動が活発化していった。農相マイケルは、法案のドラフトの公表に先立つ公聴会の開催に先だつて、地域によっては家畜の保護やキツネの生息数のコントロールを行うためのキツネ狩りは必要であるという考え方を再確認するとともに、全面禁止案を通過させるために議会法を用いるというアイディアについては、これを「無責任」と批判した。マイケルは執行において無用な対立や社会不安を招かないことを念頭におきつつ制度設計を行っていることを強調している。⁹⁸ 九月九日。ウェストミンスターにおいて、農相が主宰する三日間の公聴会が開始された。マイケルによる法案の説明が行われ、*Countyside Alliance* や *Middle Way Group* など各種の団体による意見表明がなされている。⁹⁹

議会外においては賛成派・反対派双方による抗議行動が展開された。一六日、農業問題副大臣エリオット・モリー *Elliot Morley* ら四名のオフィスを “*Real Countyside Alliance*” を名乗る数名が襲撃するという事件が起こっている。¹⁰⁰ そして九月二二日には、CAを中心に、四〇万人を越えるといわれたロンドン歴史上最大規模のデモ隊 “*Liberty and Livelihood March*” が、首都中心部を行進した。¹⁰¹

このような狩猟禁止反対派の活動に対しても、労働党バックベンチャーたちはいっこうにひるむ気配を見せなかった。一〇月三日の労働党大会においても、政府に対して狩猟禁止を求める意見が喝采を浴びている。¹⁰² 議会が開会され女王演説で狩猟法案の審議が予告されると、一一月一四日には一六〇人以上の議員が、キツネ狩りの即時禁止

を訴える動議に署名している。そして二月三日、マイケルから政府からの立法の提案がおこなわれている。この際、狩猟のもつ動物への「残酷性」*cruelty*と、地方経済における狩猟の「有用性」*utility*の双方について認識して妥協点を見いだすよう、上下両院の議員に対する訴えがなされた。

同月一六日に狩猟法案に関する審議・議決が行われ、このとき議場での審議に合わせて Countryside Action Network やC Aに属する一、五〇〇名以上の狩猟存続派がデモを行い、ウェストミンスターの外で警察隊と衝突する事件が起こっている。議会内では三六八対一五五でマイケルの提出した政府法案が賛成多数で第二読会を通過した。マイケルの調整の結果、この日通過した法案は、外相ストロー、内相ブランケット、下院議長クックなど労働党の首脳たち、そして狩猟禁止反対派の元スポーツ相ケイト・ホーイ *Kate Hoey* などの支持を集め、シカ猟、ウサギ狩りを禁止するが、キツネ狩りに関しては一部地域で継続を容認するとともに、独立の登録期間を設け、害獣コントロールについてより効果的かつ残酷でない方法がないか検討した上で狩猟を認め、登録外の狩猟は違法として、罰金五、〇〇〇ポンドを課すという内容となっていた。前述の通り「残酷性」と「有用性」のバランスをとるという原則に基づくものであり、譲歩の構えを見せ始めていたこのときの上院であれば、妥協可能な案だったと思われる。

しかしながら、労働党バックベンチャーはこの案に対する反発を隠さず、後から修正案を提出する意向を示していた。また、この修正を経たとしても議会法を適用するにあたって支障がないことも認識されていた。これに対して政府は、このようなかたちで議会法を使用することはしないと釘をさしたが、バックベンチャーたちに譲歩を示し、完全禁止でないところでの妥協をさぐることも忘れなかった。禁止派の重要人物であったフォスターからは、ウサギ狩りの禁止を加えること、子キツネ狩り *cubbing* の禁止、低地地方での無条件の禁止、という条件が提示され、政府も乗り気で問題なくこれらを受け容れる準備があることが報じられた。これは結局害獣駆除の目的以外の、スポーツとしての狩猟が禁じられるということを意味していた。

狩猟法案は常任委員会ステージに入り、一月一六日にはバックベンチャー⁽¹⁰⁾たちによって害獣駆除以外の狩猟を全て禁じる修正が提案されている。二月に入っても、禁止派のバンクスの「法案は委員会でかなり厳しくなったが、まだまだ厳しくできる」との発言がきかれた。このようなバックベンチャーの態度に対して、三月九日にはマイケルから警告が発せられている。「第三の道」のアプローチがあまりにも修正されると法案の性格が大きく変わってしまう、議会の適用が困難になるというのである。これは手続き上の問題をてこにしてバックベンチャーの要求のインフレーションを抑えようという戦略であったと思われる。一方、この頃からイラク戦争が本格化し、対立的なイシューについて審議することを避けたかったことや、他にも議会で審議せねばならない事案が山積していたことで、政府は狩猟法案の報告ステージ・第三読会を先延ばしすることになる。

かくして狩猟法案は、再び議会議法適用のためのタイムリミットを意識しなければならぬ時期を迎える。バックベンチャーたちが望む修正は報告ステージで行えなかったのであるが、六月の末までに報告ステージ・第三読会が開かれなければ、夏の休会時までに上院での審議時間がとれなくなるのである。今会期末の十一月から逆算して一ヶ月前までに上院での審議が行われなければ、現政権での議会議法の適用ができなくなる。

この間マイケルは依然としてRSPCAなどと協議して落としどころを探っていたが、イラク戦争へや授業料問題 tuition fee をめぐる紛糾もあり、バックベンチャーが望んだように、六月の半ばには狩猟法案の審議を再開せざるを得ない状況になる。ブレアは、バンクスらによる完全禁止への修正案提出の動きに対して、そのような修正を行えば常任委員会に差し戻して逐条審議を行わざるを得ず、かえって狩猟禁止法案の成立が難しくなるという警告を行っている⁽¹¹⁾。

結局三〇日にバンクスが提出した完全禁止を求める修正案に対する審議・議決が行われている。六時間の白熱した議論の末の議決において、七人の閣僚を含む三〇〇以上の労働党議員の賛成(三六二対一五四)により、可決の

運びとなった¹⁰⁾。最早マイケルも敗北を認めざるを得なかった。こうして政府のライセンス制導入による狩猟の存続という妥協案は撤回を余儀なくされた。この後法案は上院に送られ、一〇月二日に否決されている。その一方で超党派による狩猟法への修正案（狩猟登録制による継続案）は二六一対四九で第二読会を通過している¹¹⁾。

ウエストミンスターでの展開と並行して、スコットランド議会においてもワトソン法案の審議が進行していた。二〇〇一年七月一日にスコットランドの Rural Development Committee において、いったんワトソン法案の一般原則について支持しないことが決定されたものの、九月一九日に法案が第一読会を八四対三四で通過したのち、十一月三日の Rural Development Committee においてワトソンが法案の修正を受け入れ、猟犬を使ってキツネを追い出すことを容認したことで、妥協が成立した。スコットランドにおいても、同年二月一六日にはエディンバラで Scottish CA を中心とする狩猟存続派のデモが展開されており¹²⁾、さらに二〇〇二年二月七日、Rural Rebels の乗馬による抗議パレードと警官隊との衝突事件、一二日にも同じく Rural Rebels の道路封鎖事件が起こっている¹³⁾。

このように、スコットランドでも議会外において狩猟賛成派による活発な抗議行動が展開されていたが、少なくとも議会内での審議は円滑に進められていった。二月二三日、議会において六時間にわたる討論と修正を経たのち、「野生哺乳類保護（スコットランド）法」*Protection of Wild Mammals (Scotland) Bill* の成立をみることになった。狩猟賛成派は新法の適法性に関して提訴を行ったものの、七月三十一日に敗訴している。この結果、スコットランドの刑事裁判所は、八月一日から野生哺乳類保護法を施行することとなった。このように、スコットランドでは、法案の成立という点だけを見るならば、ウエストミンスターにおける展開よりも、はるかにスムーズに法案が成立している。これには、ワトソンが一定の妥協を受け容れたことに加え、制度的にみればウエストミンスター議会で審議において veto point となった上院が存在しなかったことが大きい。

四・三・四 最終局面

一六八

ブレアは、二〇〇三―〇四年の会期が始まるにあたって、現政権の終わる前までに狩猟法案を通過させるという決意を改めて表明した。一月二十五日、二十七日には適切な補償なしの禁止がヨーロッパ人権規約や人権法 *Human Rights Act* に違反するという威嚇を行った狩猟継続派と、法は執行可能であるというピーター・ヘイン *Peter Hain* との間で応酬が行われている。また、一二月になると、上院が下院の議決に従わない場合における一九一一年議会議法適用の是非をめぐる論争が発生している。

しかしながら、二〇〇四年に入って暫くの間狩猟法案が審議スケジュールにのることはなく、バックベンチャーの間には再び政府に対する不信感が募りつつあった。議会議法を適用するために会期終了の一ヶ月前までには法案を通過させる必要があった。このため四月十九日には狩猟法案の早期成立を促す *Early Day Motion* に、二十七名も人のバックベンチャーが署名している。その後七月九日、下院議長ヘインは、夏期休暇後の会期に狩猟法を通過させるという見通しを語り、バックベンチャーたちの疑念に答えている。同二四日には、プレスコットが *Independent* のインタビューに対して行ったとされる、次期総選挙までは狩猟が禁止されることはないという発言が波紋を呼んでいる。

九月に入ると、議会議法適用の最終期限が近づくとともに、政府による狩猟法成立後の実施計画の詳細が漏れ伝えられるようになった。九日には *DEFRA* 相マイケルから、ウサギ狩りに関しては二〇〇五年二月いっぱい（ウサギ狩りの大イベントである *Waterloo Cup* の直前）まで、キツネ・シカ・ミンクの狩猟は関係事業等に配慮して二年間すなわち二〇〇六年一月までの猶予期間を設けてそれ以後は禁止とするという内容の政府案が発表される。これは、前年に否決されたバンクス提出の全面禁止案に、二年間の猶予期間の修正動議を付加するというものであった。ブレアもその方針に対する支持を確認したが、このブレアの発言に対して、より迅速な執行を望むバックベ

ンチャーから不満の声が上がった。彼らは改めて次の年から全面禁止とする修正を提出することとなった。⁽¹³⁾ 一日には、セッジフィールド Sedgelyfield の自宅に戻っていたブレアが猟犬をつれた法案反対派に取り囲まれ、五人の代表と面会せざるをえなくなるという事件が起こっている。⁽¹⁴⁾

噂されていた通り、狩猟法案は二〇〇四年九月一五日に提出・審議され、僅か一日で下院を通過した(三五六対一六六)。これに先立って政府とバックベンチャーの間で妥協が成立しており、猶予期間は二〇ヶ月、禁止の導入は二〇〇六年七月末とされた。⁽¹⁵⁾ この修正動議は長年狩猟禁止法の成立に尽力してきたバンクス、フォスターの二人と、ピーター・ブラッドレー Peter Bradley によって提出されている。⁽¹⁶⁾ 投票においては、労働党からホーイを含む三人の反対があり、主要閣僚ではブレア、ブラウンらが棄権している。一年前に下院を通過したものと同じ法案が期限内に通過したことで、たとえ上院がこれを修正・否決したとしても議会議法が適用できる条件が整った。これにより上院の決定の如何を問わず、早ければ二〇〇五年二月、遅くとも二〇〇六年一月から発効することがほぼ確実となった。⁽¹⁷⁾

この採決が行われるにあたり、CAなどの狩猟支持団体が Parliament Square で大規模なデモを行っている。過激派の行動がエスカレートしたため警察隊との間に小競り合いが発生し、一五名程度の逮捕者および二〇名程度の負傷者が出た。さらに、セキュリティ・チェックをめぐり抜けた五名の活動家がウエストミンスターの議場に乱入したため、議会の審議が一八分間遅延させられるという事件が発生し、一躍キツネ狩りをめぐる混乱が世界の注目を浴びることになる。このあと議会は休会に入り、党大会シーズンが始まった。⁽¹⁸⁾ 狩猟法に反対する団体は様々な抗議行動を展開することを予告しており、DEFRA相マイケルはこの余波をうけて予定していたランブリング rambling (田園地帯での散歩)の式典に参加することを見合わせねばならなかった。⁽¹⁹⁾ 労働党バックベンチャーの一部からは、「サッチャーが炭坑夫に行った仕打ちのリベンジができた」といった内容の発言が報道され、狩猟法案が動物福祉

のためでなく「階級的偏見」に基づくものであるという、保守党やCAなどが行ってきた批判を裏付けているといった見解もみられた。⁽¹³⁾ 同様の抗議は九月下旬に開催された労働党大会においても展開され、大きな混乱を招いている。⁽¹⁴⁾

休会空けから審議は上院に移り、政府との間で絶望的な妥協の試みが続けられたが、上院は完全禁止案を拒絶したうえこれに多くの修正を加え、害獣駆除の必要性の確認などの条件を厳格化した、登録制の元での狩猟継続案を三二二対七二で可決した。⁽¹⁵⁾ また十一月一二日の第三読会では、ブレアにプレッシャーをかけるために狩猟法の執行を三年間(二〇〇七年末まで)遅らせる修正案を可決している。⁽¹⁶⁾ しかしながら、下院の労働党議員たちがこれらの修正に応じるはずもなかった。十一月一七日、上院の修正案に対する議決が行われ、三四三対一七五で否決されている。⁽¹⁷⁾ 一八日には再び上院が完全禁止案を一八八対七九で否決し、加えていかなる厳格化が導入されるとしても二〇〇七年一月二月まで猶予期間を設けるという修正を可決したが、下院議長マイケル・マーティン *Michael Martin* は議会議法の適用を宣言し、二〇〇五年度からの禁止という法案が *Royal Assent* を得ている。⁽¹⁸⁾

法案成立の前後から、CAなどの狩猟継続派団体は、合法・非合法を問わず様々な手段を用いて、狩猟法の成立・執行を妨害しようとしている。CAが起こした一九四九年議会議法の適法性に関する訴訟においては、一九一一年議会議法を修正した一九四九年法について、上院がその導入に同意していたか否かという点が争われたが、高等法院 *High Court* はこの訴えを二〇〇五年一月に棄却している。⁽¹⁹⁾ そのほか、NFUなどが、農民の所有地内における軍隊の訓練を拒否するといった事件も起こっている。違法な抗議行動を行った狩猟愛好者の逮捕も多発している。⁽²⁰⁾

また、CAは二〇〇五年二月一九日から狩猟を変わりなく継続することを主張しており、その支持者に対して、ロビイングの手引き書および、二〇〇五年二月の狩猟法施行以後も狩猟を継続するための手引き書を配布している。⁽²¹⁾ 法を執行すべき立場にある現場の警察官にもとまどいが広がっている。⁽²²⁾

五 おわりに

新労働党政権の諸政策のなかでも環境問題への関心は比較的一貫しているもの一つであり、動物実験、気候変動 *climate change* への関心もその一環をなしていることとみることができよう。¹⁸⁾ 現在は新動物福祉法 *Animal Welfare Act* の改正が日程に上っている。二〇〇四年一月二三日議会再開時の女王演説においても、政府が動物福祉の向上を目指すことがアナウンスされた。¹⁹⁾

その一方で政府は動物保護団体の過激派による様々な直接行動の頻発に悩まされており、対処を迫られている。内務省による「動物福祉と人権…過激な動物の権利論者からの保護」と題された文書では、科学の発展に果たす動物実験の必要性が再確認されるとともに、過激な活動家の直接行動に対しては断固たる措置をとるべきことが確認されており、環境問題と治安維持との間での均衡が模索されている (*Communication Directorate, 2004*)。二〇〇五年に入って政府は直接行動を行う団体に対する処罰の導入を検討している。²⁰⁾

Kavanagh (1997) や Hefernan (2000) らが指摘しているように、イギリスの二大政党は、サッチャーが作り出した新しいコンセンサスの下で、政策的には収斂状態にある。教育問題などの重点領域での成果がはかばかしくないことや、イラク戦争およびそれに関連した情報操作の発覚など、ブレアおよび労働党への支持は低下しているが、さりとて労働党に対するオルタナティブがないというのも事実である。一九九二年の「ブラック・ウェンズデー」以来、保守党の経済運営能力に対する不信は根強く、対ユーロ政策をめぐる分裂と相俟って世論調査における保守党の苦戦は現在に至るまで続いている。²¹⁾ 一九八九年の欧州議会で一五%の得票を集めながらその後ウェストミンスターに議員を送ることができない緑の党の運命をみても明らかのように、イギリスのシステムは新しい勢力の侵入

を容易に許さない¹³⁾。さらに、野党の地位ですら本格的な政治的影響力を発揮するにはまったく不充分的なものである。一九九七年から続く各種選挙での投票率の低迷は、政府や政治に対する期待・有効性感覚が失われていることの現れとみることができよう (Whitley et al., 2001)。狩猟禁止法案通過をめぐる¹⁴⁾は、近年環境運動・動物の権利運動の活動家だけではなく、守勢に回った狩猟擁護派の団体までが大規模なデモ・直接行動に打って出た。一九九七年、二〇〇一年の総選挙における労働党の連勝は、動物保護運動にとっては追い風ともなりうる状況の到来だったのかも知れないが、CAのように守勢に回る側のみならず、動物の権利団体なども直接行動に訴え続けるという状況は、イギリスの政治システム全体への不信の高まりを示しているように思えてならない (Grant, 2000; Doherty et al., 2003b; Seel et al., 2000)。

また、CAの活動の活発化の背景としては、イギリスでは比較的長い間農業関係省との間に良好な関係を保ち、その人口における割合の小ささとは別に強い影響力を保持してきた農業関係の利益団体が (Smith, 1990; Martin, 2000)、相対的にパワーを減じていることを忘れてはならない。グローバル化・財政危機・ネオリベリズムの影響は農村に対して行われてきた比較的温情的な移転に対する大きな圧力である。そこに環境問題、動物保護運動など新たな要請が加わっている。農村経済は深刻な危機に陥っているが、一方で口蹄疫の発生やBSE騒動の過程で、NFUおよびMAFFの農村利益は批判を浴びその影響力を弱めつつある。燃料危機の際直接行動に参加した農民からも、NFUの無力への不信が表明されていた (Doherty et al., 2003a; Gerodimos, 2004; Woods, 2004; Scott et al., 2004; 村上, 2004)。然るに、一九九七年以来労働党政権は、農村に冷淡と取られかねない政策を推進してきた¹⁵⁾ (農村部のポスト・オフィス、学校の削減、The Countryside and Rights of Way Act 2000 に44% roaming 権の法制化、DEFRAの設置と消費者保護への重点の移行)、偶発的に起こった危機(BSE、口蹄疫、燃料危機)も都市よりも農村に大きな打撃となったが、政府はこれらの危機に対して十分なケアを行ってきたとはいえない。

CAの登場は、このような状況に対する異議申し立てを意味しているのである⁽¹⁶⁾。

最後にイングランド・ウェールズでの狩猟禁止法に先行するかたちで成立、施行された、スコットランドのキツネ狩り禁止法（野生哺乳類保護（スコットランド）法）の現状においても触れておきたい。スコットランドのキツネ狩り禁止法で禁止されているのはキツネを猟犬に噛み殺させることであり、射撃するために、猟犬を用いてキツネを発見させて、覆土など妨害物から「追い出す」⁽¹⁷⁾ことは許容範囲内である。二〇〇二年にスコットランドのケルソー *Kelso* で猟犬を用いたキツネ狩りを行った容疑者の処遇が注目されていたが、二〇〇四年一月二日になってスコットランドの法廷で無罪とされている。容疑者トレヴァー・アダムズ *Trevor Adams* はスコットランドで著名なハンターであった。彼が無罪とされたことについては、*Scottish Countryside Alliance* のような反狩猟禁止法団体のみならず、「残虐スポーツ反対連盟」*League Against Cruel Sports (LACS)* のような反狩猟団体も冷静に受け止めている⁽¹⁸⁾。しかしながら、スコットランドにおいても狩猟禁止がどのくらい実効性を持ちうるか、依然不透明な状況が続いていることは否めない。

二〇〇四年一月二日にMORIが行った世論調査では、五七％が狩猟法の成立について支持し、その停止および狩猟の再開を支持するのは三三％である。法案成立をめぐる混乱を反映してか、禁止に慎重な意見がやや増えている。しかし、七二％が狩猟継続を支持する者でも現行の法のもとで狩猟を継続するのは誤りであると回答している⁽¹⁹⁾。

新聞・団体等ウェブサイトを

新聞は電子版を参照しており、個別記事のURLは煩瑣になるので省略した。また、団体のニュースリリースも同様である。

・政党

—労働党 <http://www.labour.org.uk/>

* Labour Animal Welfare Society サイト

- <http://www.labouranimalwelfare.org/>
 - 保守党 <http://www.conservatives.com/>
 - * Conservative Animal Welfare Group ホーム
<http://www.rogergale.co.uk/cawg/>
 - 自由民主党 動物福祉政策
http://www.libdems.org.uk/documents/policies/Policy_Papers/AnimalWelfare.pdf
 - 緑の党 (インテリゲンツ・マユールズ)
<http://policy.greenparty.org.uk/policypointers/animalrights.pdf>
 - 緑の党 (スコットランド) <http://www.scottishgreens.org.uk/>
 - Parliamentary Middle Way Group
<http://www.themiddlewaygroup.org.uk/>
- 省庁・監督機関
- 環境・食料・農村問題省 (DEFRA) <http://www.defra.gov.uk/>
 - Farm Animal Welfare Council <http://www.fawc.org.uk/>
 - Animal Procedure Committee <http://www.apc.gov.uk/>
 - ヘーンズ委員会 Committee of Inquiry into Hunting with Dogs in England and Wales
<http://www.huntinginquiry.gov.uk/mainsections/huntingframe.htm>
- 議会・議事録
- イギリス議会 Hansard
<http://www.parliament.uk/hansard/hansard.cfm>
 - スコットランド議会 <http://www.scottish.parliament.uk/>
- 動物保護団体・反狩猟団体
- 王立動物虐待防止協会 (RSPCA) <http://www.rspca.org.au/>
 - Compassion in World Farming (CIWF UK) <http://www.ciwf.org.uk/>
 - 全国動物実験反対協会 (NAVS) <http://www.navs.org/>
 - Committee of Inquiry into Hunting with Dogs in England and Wales Website

- <http://www.huntinginquiry.gov.uk/mainsections/huntingframe.htm>
 — Animal Liberation Front <http://www.animalliberationfront.com/>
 — Countryside Alliance <http://www.countryside-alliance.org/>
 — 地球生物会議 (ALIVE) <http://www.alive-nel.net/>
 ・新聞・世論調査会社
 — Guardian Unlimited <http://www.guardian.co.uk>
 — Electric Telegraph <http://www.telegraph.co.uk>
 — ePolitix.com <http://www.epolitix.com/EN>
 — ICM Research <http://www.icmresearch.co.uk/>
 — MORI (Market and Opinion Research International) <http://www.mori.com/>
 ・『ネコ殺』 環境保護団体の Webcite 「動物の権利」を参考に作られた西文版。
<http://www.animalrights.jp/>

References

- Arluke, Arnold (2002) "A Sociology of Sociological Animal Studies", *Society & Animals*, Vol. 10, No. 4.
 Bekoff, Marc and Carron A. Meaney eds. (1998) *Encyclopedia of Animal Rights and Animal Welfare*, Westport : Greenwood Press.
 Bomberg, Elizabeth (1998) *Green Parties and Politics in the European Union*, London : Routledge.
 — (2002) "The Europeanisation of Green Politics : Exploring the EU's Impact", *West European Politics*, Vol. 25, No. 3, pp. 29-50.
 Brown, Anthony (1974) *Who Cares for Animals ? : 150 Years of RSPCA*, London : Heinemann.
 Callcott, J. Baird (2001) "Aldo Leopold", in Joy A. Palmer ed. *Fifty Key Thinkers on the Environment*, London : Routledge.
 Carter, Neil (2001) *The Politics of the Environment : Ideas, Activism, Policy*, Cambridge : Cambridge University Press.
 Cavalieri, Paola and Peter Singer (1994) *The Great Ape Project*, New York : St. Martin's Press. (日本文学版・岡田英樹監訳『大型類人猿の権利宣言』 昭和堂：1999年)。
 Clark, Stephen R. L. (1999) *The Political Animal : Biology, Ethics and Politics*, London : Routledge.

- Clarke, Harold D., David Sanders, Marianne C. Stewart, and Paul Whiteley (2004) *Political Choice in Britain*, Oxford : Oxford University Press.
- Cohen, Carl and Tom Regan (2001) *The Animal Rights Debate*, Maryland : Rowman & Littlefield.
- Communication Directorate (2004) "Animal Welfare-Human Rights : protecting people from animal rights extremist", Home Office.
- Cowley, Philip and Nick Stace (1996) "The Wild Mammals (Protection) Bill : A Parliamentary White Elephant?", *Journal of Legislative Studies*, Vol. 2, No. 4, pp. 339-355.
- Cowley, Philip (1998) *Conscience and Parliament*, London : Frank Cass.
- Cox, Graham, Philip Lowe, and Michael Winter (1987) "Farmers and the State : A Crisis for Corporatism", *Political Quarterly*, Vol. 58, pp. 73-81.
- Darwin, Charles Robert (1871) *The Descent of Man and Selection in Relation to Sex*, London : John Murray. (英谷三郎翻譯「人間の進化と性選択」文一聯合出版「一九九一—二〇〇〇年」)
- DeGrazia, David (2002) *Animal Rights : A Very Short Introduction*, Oxford : Oxford University Press. (仁田英紀「動物S権利」岩波書店「二〇〇三年」)
- Doherty, Brian, Matthew Paterson, Alexandra Plows, and Derek Wall (2003a) "Explaining the Fuel Protests", *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 5, No. 1, pp. 1-23.
- Doherty, Brian, Alexandra Plows, and Derek Wall (2003b) "The Preferred Way of Doing Things' : The British Direct Action Movement", *Parliamentary Affairs*, Vol. 56, pp. 669-686.
- Doherty, Brian (1998) "Opposition to Road-Building", in F. F. Ridley and Grant Jordan eds. *Protest Politics : Cause Groups and Campaigns* : Oxford University Press, pp. 62-75.
- (1999) "Paving the Way : the Rise of Direct Action against Road-building and the Changing Character of British Environmentalism", *Political Studies*, Vol. 67, pp. 275-291.
- Eliason, Stephen L. (2003) "Illegal Hunting and Angling : The Neutralization of Wildlife Law Violations", *Society & Animals*, Vol. 11, No. 3.
- Flynn, Clifton P. (2001) "Acknowledging the "Zoological Connection" : A Sociological Analysis of Animal Cruelty", *Society & Animals*, Vol. 9, No. 1.

- Franklin, Adrian, Bruce Tranter, and Robert White (2001) "Explaining Support for Animal Rights: A Comparison of Two Recent Approaches to Humans, Nonhuman Animals, and Postmodernity", *Society & Animals*, Vol. 9, No. 2, pp. 127-144.
- Garner, Robert (1991) "Animal Lobby", *Political Quarterly*, Vol. 62, No. 2, pp. 285-290.
- (1993) *Animals, Politics and Morality*, Manchester: Manchester University Press.
- (1994) "Wildlife Conservation and the Moral Status of Animals", *Environmental Politics*, Vol. 3, No. 1, pp. 114-129.
- (1995) "The Politics of Animal Protection: A Research Agenda", *Society & Animals*, Vol. 3, No. 1, pp. 43-60.
- Garner, Robert ed. (1996) *Animal Rights: The Changing Debate*, Basingstoke: Macmillan.
- Garner, Robert (1997) "Animals and Public Policy", *Policy Review*, Vol. 6, pp. 14-22.
- (1998a) "Animal Welfare", in Philip Cowley ed. *Conscience and Parliament*, London: Frank Cass, pp. 117-131.
- (1998b) "Defending Animal Rights", *Parliamentary Affairs*, Vol. 51, pp. 458-469.
- (1998c) *Political Animals: Animal Protection Politics in Britain and the United States*, Basingstoke: Macmillan.
- (1999) "Animal Protection and Legislators in Britain and the United States", *Journal of Legislative Studies*, Vol. 5, No. 2, pp. 92-114.
- (2000) *Environmental Politics: Britain, Europe and the Global Environment*, 2nd edn, Basingstoke: Macmillan.
- (2002) "Political Science and Animal Studies", *Society & Animals*, Vol. 10, No. 4.
- Garnett, Mark and Philip Lynch eds. (2003) *The Conservatives in Crisis*, Manchester: Manchester University Press.
- George, Janet (1999) *Rural Uprising: the Battle to Save Hunting with Hounds*, London: J. A. Allen.
- Gerodimos, Roman (2004) "The UK BSE Crisis as a Failure of Government", *Public Administration*, Vol. 82, No. 4, pp. 911-929.
- Gibson, Rachel, Paul Nixon, and Stephen Ward eds. (2003) *Political Parties and the Internet: Net Gain?* London: Routledge.
- Grant, Wyn (2000) *Pressure Groups and British Politics*, Basingstoke: Macmillan.
- Greer, Alan (2003) "Country-side Issues: A Creeping Crisis", *Parliamentary Affairs*, Vol. 56, pp. 523-542.
- Harrison, Ruth Laufenberg (1964) *Animal Machines: The New Factory Farming Industry*, London: Vincent Stuart. (譯本 明子・山本真大・三浦和彦訳『バイオレム・ベニン：近代畜産びめる悲劇の主役たか』、講談社、一九七九年)。
- Hefernan, Richard (2000) *New Labour and Thatcherism: Political Change in Britain*, Basingstoke: Macmillan.
- Herzog, Harold A. and Lorna B. Dorr (2000) "Electronically Available Surveys of Attitudes Toward Animals", *Society &*

- Animals*, Vol. 8, No. 2.
- Herzog, Harold A. (1993) "The Movement is My Life." The Psychology of Animal Right Activism", *Journal of Social Issues*, Vol. 49, No. 1, pp. 103-119.
- Hollands, Clive (1980) *Compassion is the Ruler : The Struggle for Animal Rights*, Midlothian : Macdonald Publishers Edinburgh.
- House of Commons (2002) "The Hunting Bill", Research Paper 02/82.
- Hudson, John and Stuart Lowe (2004) *Understanding the Policy Process : Analysing Welfare Policy and Practice*, Bristol : Policy Press.
- Irniq, Doug and Sidney Tarrow eds. (2001) *Contentious Europeans : Protest and Politics in an Emerging Polity*, Oxford : Rowman & Littlefield.
- Irniq, Doug (2002) "Contestation in the Streets : European Protest and the Emerging Euro-Polity", *Comparative Political Studies*, Vol. 35, No. 8, pp. 914-933.
- Jenkins, J. Craig and Bert Klendermans eds. (1998) *The Politics of Social Protest : Comparative Perspectives on States and Social Movements*, Bristol : UCL Press.
- Jerolmack, Colin (2003) "Tracing the Profile of Animal Rights Supporters : A Preliminary Investigation". *Society & Animals*, Vol. 11, No. 3.
- Jones, Bill (2004) "Pressure Group", in Bill Jones, Dennis Kavanagh, Michael Moran, and Philip Norton eds. *Politics UK. 5th edn*, London : Pearson Longman, Chap. 11, pp. 232-262.
- Jordan, Grant and William Maloney (1997) *The Protest Business ? : Mobilizing Campaign Groups*, Manchester : Manchester University Press.
- Joyce, Peter (2002) *The Politics of Protest : Extra-Parliamentary Politics in Britain since 1970*, Basingstoke : Palgrave.
- Kavanagh, Dennis (1997) *The Reordering of British Politics : Politics after Thatcher*, Oxford : Oxford University Press.
- Kistler, John M. ed. (2000) *Animal Rights : A Subject Guide, Bibliography, and Internet Companion*, Westport : Greenwood Press.
- Knigh, Sarah, Karl Nunkoosing, Aldert Vrij, and Julie Cherryman (2003) "Using Grounded Theory to Examine People's Attitudes Toward How Animals are Used", *Society & Animals*, Vol. 12, No. 4.

- Kruse, Corwin R. (1999) "Gender, Views of Nature, and Support for Animal Rights", *Society & Animals*, Vol. 7, No. 3.
- (2002) "Social Animals : Animal Studies and Sociology", *Society & Animals*, Vol. 10, No. 4.
- Lansbury, Coral (1985) *The Old Brown Dog : Women, Workers, and Vivisection in Edwardian England*, Madison : The University of Wisconsin Press.
- Lent, Adam (2001) *British Social Movements since 1945 : Sex, Colour, Peace and Power*, Basingstoke : Palgrave.
- Linzey, Andrew (1994) *Animal Theology*, London : SCM Press. (生野河泰和訳『神は何のために動物を作ったのか：動物の権威』神学雑誌『1100』1半)。
- Lowe, Brian M. and Caryn F. Ginsberg (2002) "Animal Rights as a Post-Citizenship Movement", *Society & Animals*, Vol. 10, No. 2.
- Lowe, Philip and Stephen Ward eds. (1998) *British Environmental Policy and Europe : Politics and Policy in Transition*, London : Routledge.
- Lusoi, Wainer and Stephen Ward (2003) "Hunting Protestors : Mobilisation, Participation, and Protest Online in the Countryside Alliance", Paper for presentation at the ECPR Joint Sessions, University of Edinburgh.
- (2004) "Digital Rank-and-File : Party Activists' Perceptions and Use of the Internet", *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 6, pp. 453-470.
- Marsh, David and Martin Smith (2000) "Understanding Policy Network : towards a Dialectical Approach", *Political Studies*, Vol. 48, pp. 4-21.
- Martin, John (2000) *The Development of Modern Agriculture : British Farming since 1931* : Macmillan Press. (佐田武・田藤加寿子・山口和宏・村田和寛代・溝手芳計訳『現代イギリス農業の成立と農政』筑波書房、二〇〇二年)。
- Marvin, Garry (2001) "Cultured Killers : Creating and Representing Foxhounds", *Society & Animals*, Vol. 9, No. 3, pp. 273-292.
- Mason, Peter (1997) *The Brown Dog Affair : The Story of a Monument that Divided the Nation*, London : Two Sevrens Publishing.
- McConnell, Allan and Alastair Stark (2002) "Foot-and-Mouth 2001 : The Political of Crisis Management", *Parliamentary Affairs*, Vol. 55, pp. 664-681.
- McCormick, John (1999) "Environmental Policy", in Laura Cram, Desmond Dinan, and Nugent Neill eds. *Developments in the*

European Union. Basingstoke : Macmillan, Chap. 10, pp. 193-210.

McLeod, Rhoda (1998) "Calf Exports at Brightlingsea", in F. F. Ridley and Grant Jordan eds. *Protest Politics : Cause Groups and Campaigns*, Oxford : Oxford University Press, pp. 37-49.

Milbourne, Paul, Andrew Norton, and Rebekah Widdowfield (2000) "The Effects of Hunting with Dogs on the Social and Cultural Life of the Countryside in England and Wales", Final Report to the Committee of Inquiry into Hunting With Dogs.

Milbourne, Paul (2003) "Hunting Ruralities : Nature, Society and Culture in 'Hunt Countries' of England and Wales", *Journal of Rural Studies*, Vol. 19, pp. 157-171.

Murie, Alan (1989) "Housing and the Environment", in Dennis Kavanagh and Anthony Seldon eds. *The Thatcher Effect : A Decade of Change*, Oxford : Oxford University Press, Chap. 16, pp. 213-225.

Nelson, Michael P. (2001) "J. Baird Callicott", in Joy A. Palmer ed. *Fifty Key Thinkers on the Environment*, London : Routledge.

Palmer, Joy A. ed. (2001) *Fifty Key Thinkers on the Environment*, London : Routledge. (『環境と政治』『環境と政治』の「50人の思想家」)。

Radcliffe, James (2000) *Green Politics ? : Dictatorship or Democracy ?*, Basingstoke : Palgrave.

Radford, Mike (2001) *Animal Welfare Law in Britain : Regulation and Responsibility*, Oxford : Oxford University Press.

Regan, Tom (2001) *Defending Animal Rights*, Urbana : University of Illinois Press.

— (2004) *Empty Cages : Facing the Challenge of Animal Rights*, Oxford : Rowman & Littlefield.

Ridley, F. F. and Grant Jordan eds. (1998) *Protest Politics : Cause Group and Campaigns*, Oxford : Oxford University Press.

Ritvo, Harriet (2002) "History and Animal Studies", *Society & Animals*, Vol. 10, No. 4.

Robinson, Nick (2003) "Fuel Protests : Governing the Ungovernable ?", *Parliamentary Affairs*, Vol. 56, pp. 423-440.

Rootes, Christopher A. (1992) "The New Politics and the New Social Movements : Accounting for British Exceptionalism", *European Journal of Political Research*, Vol. 22, pp. 171-191.

Rootes, Christopher (2003) "The Resurgence of Protest and the Revitalization of Democracy in Britain", in Pedro Ibarra ed. *Social Movements and Democracy* : Palgrave, pp. 137-168.

Ryder, Richard D. (1989) *Animal Revolution : Changing Attitudes towards Specieism*, Oxford : Blackwell.

- (1996) "Putting Animals into Politics", in *Animal Rights : The Changing Debate*, Basingstoke : Macmillan, pp. 166-193.
- (1998) *Political Animal : The Conquest of Speciesism*, London : McFarland and Company.
- Sanders, David, Harold Clarke, Marianne Stewart, and Paul Whiteley (2003) "The Dynamics of Protest in Britain, 2000-2002", *Parliamentary Affairs*, Vol. 56, pp. 687-699.
- Scott, Alistair, Michael Christie, and Peter Midmore (2004) "Impact of the 2001 Foot-and-Mouth Disease Outbreak in Britain : Implications for Rural Studies", *Journal of Rural Studies*, Vol. 20, pp. 1-14.
- Scottish Parliament (2002) "Protection of Wild Mammals (Scotland) Bill", Edinburgh : The Stationery Office.
- Scruton, Roger (2000 = 1996) *Animal Rights and Wrongs*, 3rd edn, London : Metro Books.
- Seel, Benjamin, Mathew Paterson, and Brian Doherty eds. (2000) *Direct Action in British Environmentalism*, London : Routledge.
- Shapiro, Kenneth (1994) "The Caring Sleuth : Portrait of an Animal Rights Activist", *Society & Animals*, Vol. 2, No. 2.
- Singer, Peter (1975) *Animal Liberation : A New Ethics for our Treatment of Animals*: Avon Books. (『山内友三郎訳』『動物の解放』、技術と人間、一九八八年)。
- (1985) *Animal Rights*, Oxford : Basil Blackwell. (『山内清徳』『動物の権利』、技術と人間、一九八六年)。
- (1993a) *How Are We to Live ? : Ethics in an Age of Self-interest*, Victoria : Reed International Book. (『山内友三郎訳』『私たちが生きるべきのか : 私達の時代の倫理』、法律文化社、一九九五年)。
- (1993b) *Practical Ethics*, 2nd edn, Cambridge : Cambridge University Press. (『山内友三郎・塚崎智朗』『実践の倫理』新版』、昭和堂、一九九九年)。
- Smith, Martin J. (1990) *The Politics of Agricultural Support in Britain : The Development of the Agricultural Policy Community*, Aldershot : Dartmouth.
- Stevenson, Peter (1994) *A Far Cry from Noah : The Live Export Trade in Calves, Sheep and Pigs*, London : Green Print.
- Sunstein, Cass R. and Martha C. Nussbaum eds. (2004) *Animal Rights : Current Debates and New Directions*, Oxford : Oxford University Press.
- Swendsen, R. Goddard (1996) "Animal Welfare and the European Union", in Robert Garner ed. *Animal Rights : The Changing Debate*, Basingstoke : Macmillan, pp. 143-165.
- Talshir, Gayil (2002) *The Political Ideology of Green Parties : From the Politics of Nature to Redefining the Nature of Politics*,

Basingstoke : Palgrave.

- The Liberal Democrats (2003) "Respecting All Animals : Animal Welfare Policy Paper".
- Turner, James (1989) *Reckoning with the Beast : Animals, Pain, and Humanity in the Victorian Mind*, Baltimore : Johns Hopkins University Press. (斎藤九一訳『動物への配慮』法政大学出版局 一九九四年)。
- Walden, Paul (2000) "Religion and Other Animals : Ancient Themes, Contemporary Challenges", *Society & Animals*, Vol. 8, No. 3.
- Ward, Stephen, Rachel Gibson, and Wainer Lusoff (2003) "Online Participation and Mobilisation in Britain : Hype, Hope and Reality", *Parliamentary Affairs*, Vol. 56, pp. 652-668.
- Ward, Neil (1999) "Foxing the Nation : the Economic (in) significance of hunting with hounds in Britain", *Journal of Rural Studies*, Vol. 15, No. 4, pp. 389-403.
- (2002) "Representing Rurality ? : New Labour and the Electoral Geography of Rural Britain", *Area*, Vol. 34, No. 2, pp. 171-181.
- Whiteley, Paul, Harold Clarke, David Sanders, and Marianne Stewart (2001) "Turnout", *Parliamentary Affairs*, Vol. 54, pp. 775-788.
- Winter, Michael (1996) *Rural Politics : Politics for Agriculture, Forestry and the Environment*, London : Routledge.
- Woods, Michael (2003) "Deconstructing Rural Protest : the Emergence of a New Social Movement", *Journal of Rural Studies*, Vol. 19, No. 3, pp. 309-325.
- Woods, Abigail (2004) *A Manufactured Plague : the History of Foot and Mouth Disease in Britain*, London : Earthscan.
- Worrester, Robert and Roger Mortimore (2001) *Labour's Second Landslide*, London : Politico's.
- 青木人志 (二〇〇二) 『動物の比較法文化』有斐閣。
- (二〇〇四) 『法と動物 : ひとつの法学講義』明石書店。
- 梅津實 (二〇〇二) 『野党党首としてのウィリアム・ヘイグ——一九九七年——二〇〇一年のイギリス保守党——』『同志社法学』第二八四巻 一—三四頁。
- RSPCA (英国王立動物虐待防止協会) (編) (二〇〇〇) 『海外の動物保護法? 英国編 : 英国の主要な動物保護法 (ALIVE 資料集 No. 8)』ALIVE (地球生物学会)。
- 大塚茂・松原豊彦 (編) (二〇〇四) 『現代の食とアグリビジネス』有斐閣選書。

- 大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人（編）（二〇〇四）『社会運動の社会学』、有斐閣選書。
- 岡村光（二〇〇四）『ヨーロッパ環境法』、三省堂。
- 小川有美（二〇〇〇）『静かなる革命』から職業としての『新しい政治』へ…環境運動・NGOの多様化と民主主義』、『創文』、第一八卷、一―五頁。
- 尾野嘉邦（二〇〇二）『NPOと政策過程…公共利益集団とイシューネットワーク』、『国家学会雑誌』、第一五卷、第九／一〇号、一〇五―一〇六頁。
- 小原秀雄（編）（一九九五）『環境思想の多様な展開（環境思想の系譜3）』、東海大学出版会。
- 加藤尚武（編）（一九九八）『環境と倫理…自然と人間の共生を求めて』、有斐閣。
- 川島昭夫（一九八七）『狩猟法と密猟』、村岡健次編『ジェントルマン・その周辺とイギリス』、ミネルヴァ書房。
- （二〇〇四）『社会と制度…ジェントルマンとキツネ狩りのパラドックス』、小泉博一・飯田操・桂山康司（編）『イギリス文化を学ぶ人のために』、世界思想社、第六章、一〇三―一二二頁。
- 鬼頭秀一（編）（一九九五）『環境思想の多様な展開（環境思想の系譜3）』、東海大学出版会。
- 倉阪秀史（二〇〇四）『環境政策論…環境政策の歴史及び原則と手法』、信山社。
- 武田健（二〇〇四）『BSE危機とEU行政組織改革』、『日本EU学会年報』、第二四卷、二七六―二九六頁。
- 地球生物会議（ALIVE）（二〇〇二）『畜産動物の福祉1…EU編』、EUの畜産動物福祉1法整備と課題（ALIVE資料集13）、『地球生物会議』。
- （二〇〇四）『海外の動物保護法5…EU・国際編（ALIVE資料集No. 16）』、『地球生物会議』。
- 成廣孝（二〇〇二）『ポスト・サッチャリズムの政治…イギリス保守党と二〇〇一年の二つの選挙』、『岡山大学法学会雑誌』、第五卷、第三号、五五―六一七頁。
- （二〇〇三）『ダンカン・スミス党首下のイギリス保守党…党首選から二〇〇三年統一地方選挙まで』、『岡山大学法学会雑誌』、第五三卷、第一号、一二―二二二頁。
- （財）日本自然保護協会（編）（二〇〇三）『生態学からみた野生生物の保護と法律』、講談社サイエンティフィク。
- 野上ふさ子（二〇〇三）『新・動物実験を考える…生命倫理とエコロジーをつないで』、三一書房。
- 羽山伸一（二〇〇二）『野生動物問題』、地人社。
- 松井良明（二〇〇二）『失われた民衆娯楽…イギリスにおけるアニマル・スポーツの禁止過程』、有賀郁敏・池田恵子・小石原美保・福田宏・松井良明・功刀俊雄・真田久・石井昌幸・青沼裕之・山下高行（編）『スポーツ（近代ヨーロッパの探求8）』、ミネル

ヴァ書房、九九一―四四頁。

松木洋一・永松美希(編) (二〇〇四) 『日本とEUの有機畜産・ファームアニマルウェルフェアの実際』、農文協。
村上直久(二〇〇四) 『世界は食の安全を守るか。食品パニックと危機管理』、平凡社新書。

アルド・レオポルド(一九九五) 『自然保護・全体として保護するのか、それとも部分的に保護するのか』、小原秀雄(編) 『環境思想の多様な展開(環境思想の系譜3)』、東海大学出版会。

- (*) このペーパーの準備段階で、二〇〇四年九月のイギリス政治研究会(於立命館大学衣笠キャンパス)において報告の機会を与えて頂き、多くの批判・アドヴァイスを頂いた。幹事の小堀貞裕氏をはじめ参加者の方々に感謝申し上げます。当然ながらこのペーパーの問題点・誤りは全て筆者ひとりのものである。また参考文献の出力に武田史郎氏作成の"econ.sty"を使用している。記してその労を多とした。
- (1) 法案の名称としては *Hunting Bill*, *Wild Mammal Bill* など、いくつかのバリエーションがある。
- (2) この問題に関しては、*Roxy Music* のヴォーカル・ブライアン・フェリー *Brian Ferry* の妻や息子、*Oasis* のノエル・ギャラガー *Noel Gallagher*、*カンナ・ホールズ* *Canilla Parker Bowles* など様々な有名な有名人がキャンペーン禁止賛成・反対双方のキャンペーンに参加したことも注目を集めた。一因である。Patrick Wintour, 'Oasis star hounds Blair on hunt ban', *Guardian Unlimited*, 26/12/1999.
- (3) ヒーター・シンガー *Peter Singer* はその著作の多くが邦訳されている著名な倫理学者であるが、動物の処遇や道徳的地位をめぐる哲学的論争の火付け役となった『動物の解放』(Singer, 1975) および『動物の権利』(Singer, 1989) などの著作がある。また、より包括的に倫理学の問題を扱った *singer* (1993b) のような著作においても、動物の権利の問題にページが割かれている。関連する最近の著作として、Regan (2001, 2004), Sunstein and Nussbaum (2004) などがある。
- (4) 後述するように、専門分野を細かく区切った団体も存在する。
- (5) ただし、本稿では政治過程を多面的に見るため、あえて特定の理論的視角を排他的に選択することはない。
- (6) その他、小川(二〇〇〇) は短い論文ながら *Jordan and Maloney* (1997) を紹介しつつ、環境運動の「プロ化」による変質と平行して進むヨーロッパの民主主義のある種の成熟を指摘し示唆に富むものであるが、この中でブライトリングシー *Bryntingsea* などで行われた仔牛の輸送に対する抗議行動が言及されている。
- (7) *Society & Animals Forum Website*: <http://www.psyeta.org/index.shtml>. 日本では一九九五年「ヒトと動物の関係学」が発足している。

- (8) 動物実験・動物解剖が科学的方法としてのみならず、エンターテイメントとしての性格を帯びた時期もあった。
- (9) 現在の動物の権利論の代表的論者であるピーター・シンガー Peter Singer やトム・レーガン Tom Regan の議論でも再演されている。動物の知覚 awareness、苦痛を感じることでできる能力という動物福祉の重要な論拠はここに「科学的」起源を持つ。ユタヤ思想・ギリシア思想・キリスト教の伝統において、そして近代においても、ルネ・デカルトのような思想家は、自然を機械的なものとして再定式化すると並んで、動物を永遠の靈魂意識を持たない存在として人間と区別し、苦痛を感じる意識を持たないが故に人間に犠牲にされてもよい存在と規定することで近代以前の伝統との調和を示した。デカルト自身も解剖を行ったが、動物実験が拡大し始めた時代に彼の思想が実験者から罪の意識を取り除く役割を果たしたとされる。ダーウィン自身も生体解剖実験を科学的に欠くべからざるものと考えていたため、生体実験を禁止する法律の成立には反対していた。動物に苦痛を与えること、動物を食用に供することなどについての哲学(史)的考察は本稿の範囲を超える。DeCrazia (2002) および Singer (1975, Ch. 5) を参照のこと。
- (10) NAVSにはアルフレッド・テニスン Alfred Tenyson やトマス・カーライルも副会長として名を連ねた。
- (11) ただし、コブはこれらの改革に納得できず、NAVSを離れより急進的な「英国生体解剖廃止同盟」British Union for the Abolition of Vivisection を設立している。
- (12) バタシーの銅像は一九八五年にもあった場所から少し離れたところに再建されている。これには当時労働党左派によって支配されていた大ロンドン市議会 Greater London Council の支持があったが、このとき、狩猟法案成立過程で活躍したトニー・バンクスが敷地投しに関与している。
- (13) Ryder (1998, Ch. 10)。
- (14) 現在でもこの構図自体に変化はないといえる。
- (15) アルスタにおいて一九八六年法に責任を負うのは保健省 Department of Health, Social Services and Public Safety である。
- (16) 一九五〇年代から八〇年代ごろまでは Wiltshire の Porton Down にある研究所で生物化学兵器関連の研究が行われていた。
- (17) 各党のマニフェストは <http://www.psr.keele.ac.uk/area/uk/man.htm> を参照した。
- (18) Conservative Animal Welfare Group Online, 'Fox Hunting'。
- (19) このエピソードは、狩猟法通過の時期に党内でちょっとした小競り合いを起している。彼が狩猟法に対する不服従・違法行為が頻発することで社会秩序が不安定化する怖れがあるとの見解を述べたことに対して、ウェールズの自由民主党議員リーダーであるピーター・ブラック Peter Black がこれを戒めたことによるものである。BBC News, 'Lib Dem row over hunt 'violence,' 15/09/2004.

- (20) ただし、狩猟禁止については個人の良心に関わる問題であり、議員個人の決定に委ねる旨が付言されている。
- (21) その歴史・イデオロギーについては、Talsiri (2002, Ch. 8-12) を参照。
- (22) ウェールズで議席が獲得できないことについては、ブライド・カムリ *Plaid Cymru* が環境主義的な主張を行ってきたことによるのではないかと思われる。ただし、ブライド・カムリは動物保護についてはさほどの関心を持っていない。
- (23) スコティッシュ・グリーン・グリーン・サイトの 'Biodiversity and Animal Protection', <http://www.scottishgreens.org.uk/policies/2003/bio.htm>
- (24) 労働党からグリーン・グールディング女男爵 (*Baroness Lin Golding*, 保守党からピーター・ルフ *Peter Luff*, 自由民主党からレムビット・エビック *Lembit Övik* まで。
- (25) 保全系の団体としてはグリーンピース *Greenpeace*。「地球の友」*Friends of Earth (FOE)* がよく知られており、七〇年代以降急速に規模を拡大させたが、それとともにもその活動は従来より穏健化している。Winter (1996, Ch. 7) および Jordan and Maloney (1997)。
- (26) 一九九一年「危険な大法」は、人に危害を与える可能性のある犬種を飼育・繁殖させるにあたっての規制を設けている。
- (27) RSPCA が狩猟反対の主張を明確にするまでには RSPCA 改革グループ *RSPCA Reform Group* などによる数十年にわたる努力が必要であった (Ryder, 1998, Ch. 10)。
- (28) FOE UK の設立は一九七〇年 Edwin Matthews, Barclay Inglis らが私企業として設立したもので、慈善団体ではないので政治活動も自由に行うことができた。専門的・集権的な団体で、草の根運動から盛り上がった団体ではない。
- (29) 例えば RSPCA は 43 のローカル・ブランチにおいて獣医サーヴィスを提供している。
- (30) HSA が展開していた直接行動については Ryder (1998, Ch. 10)。
- (31) Web サイトは <http://www.animalliberationfront.com/>。
- (32) The animal activist, 'I won't give up until I die,' *Guardian Unlimited*, 29/07/2004. Donald MacLeod, 'Animal rights protesters target Oxford donors,' *Guardian Unlimited*, 30/12/2004.
- (33) レオポルト自身狩猟愛好者であった。Callcott (2001) 鬼頭 (1995) Nelson (2001)。
- (34) このなかでシンカーは「利益に対する平等の配慮」という原理に加えて、「ハーソン論」を「逆用」するかたちでロジックを組み立てている。動物の知覚力が幼児や重度の知的障害をもつ人と大きく変わらないということから、動物の権利を論理的に認めざるを得ないように導く戦略である Singer (1993b, Ch. 1-Ch. 3), Cavalieri and Singer (1994), Singer (1985), DeGrazia (2002) を見よ。

- (35) イタリア。 (<http://evam.jrc.it/index.htm>)
- (36) Ryder (1998, Ch. 11). ウェブサイトは <http://www.eurogroupanimalwelfare.org/>.
- (37) 削減 *reduction*, 改良 *refinement*, 代替手段 *replacement* のことである。
- (38) FAWC は九〇年代までに、動物の「福祉」について、「五つの自由」という条件に基づく定義を行っている。(1) 渴き、飢えからの自由、(2) 住まいや休息場所を含む環境が適切でないことによる不快感からの自由、(3) 予防や迅速な治療による痛み、傷害、病気からの自由、(4) 適度な空間、設備、仲間がいることで通常の行動ができる自由、(5) 心理的な苦しみを与えないような条件を保證されることによる恐怖や苦悩からの自由である。これは法制化されてはいないものの、動物福祉政策の発展の上で、ベンチマークとしての位置づけを与えられている (Radford, 2001, 264-6)。
- (39) Polly Curtis, 'Government to defend scientists from animal rights extremists', *Guardian Unlimited*, 12/05/2004. および Donald MacLeod, 'Animal rights protesters target Oxford donors', *Guardian Unlimited*, 30/12/2004.
- (40) 一九九七年に出されたアキは、ウィール・クレートが仔牛の健康につき顕著な問題を生じさせる科学的根拠があること、イギリス国民がこの商取引について道徳上認められないならば、Article 36 を適用してもよいとした。このうち欧州委員会の農業担当コミッショナーは、EU におけるウィール・クレートの使用を二〇〇八年から禁止する決定を下している。
- (41) イングランド北部・西部、ウェールズで多い。北部ではカンブリア *Cumbria*, 西部ではデヴォンシャー *Devonshire* で頻繁に行われている。
- (42) Committee of Inquiry into Hunting with Dogs in England and Wales, 'Final Report of Hunting Inquiry' (<http://www.huntinginquiry.gov.uk/mainsections/report.pdf>)
- (43) とどめをさすのに短銃等を使用している例もある。
- (44) キツネが頸のひと噛みで——さしたる苦痛なく短時間で——死に至るのか、それとも全身を噛まれ、引き裂かれる間痛みと苦しみを味わい続けるのかということは、キツネ狩りの残酷性の程度についての論争点となる。
- (45) もっとも、これらはキツネ狩りのみがつ特徴というわけではない。近代にはいるまで庶民の娯楽として日常的に行われていた動物いじめにおいては、杭に繋がれた熊、牛、猿、猫、馬などに犬がけしかけられることが多かった。また、今回の禁止法においては、狩猟禁止法とならんで、特にウサギ狩り *hare coursing* について禁止しようとする法案が立て続けに提出された(一九七一九八年、Colin Pickthall 提出法案、九八一九九年 Claire Curtis-Thomas 提出法案、九九一〇〇〇年 Harry Cohen 提出法案)。最終的な Hunting Act にもウサギ狩りが含まれている。ウサギ狩りには通常のオープン・フィールドで行われるものと集めたウサギを囲いのなかから放してから猟犬をけしかける enclosed coursing と呼ばれる形態があり、後者は特に残酷

なものとして批判されている。

- (46) キツネはウサギよりも広範囲を高速で逃走するため、キツネ狩りに使用される猟犬には、スピードに加えて農地や農地間にある障害物の突破を含む長時間の厳しい追跡に耐えうる強靱さが求められる。
- (47) パックの犬種は統一されている方が見栄えがいいので、優秀な猟犬を二〇頭程度準備するためには、ブリーダーの役割も重要になる。
- (48) 合計で七、〇〇〇頭の猟犬と八〇〇頭程度の乗馬が使用されている。関連する雇用はフルタイム・パートタイム合わせて八〇〇人程度と見積もられている。
- (49) ただし、身分に関係なく原則参加自由であることなど、伝統的狩猟と異なる性質をもっており、それも人気の理由だといわれる。また、近年に行われた調査でも、狩猟参加者がみな裕福というわけでもないことが報告されている。CAなど狩猟擁護派は、狩猟反対派がキツネ狩りを「階級の問題」という偏見にとらわれていると批判している。Milbourne (2003, 165-166); *Garner (1998c, 111-113)* および *Garner (1998a)*。
- (50) *Garner (1998c, 111-113)* および *Garner (1998a)*。
- (51) 例えば労働党の上院議員マラーユ女男爵 *Baroness (Ann) Mallett* はCAの会長を務め、労働党下院議員が支持する法案に抵抗を続けた。
- (52) *Patrick Wintour, 'Widcombe backs Blair over hunting', Guardian Unlimited, 11/07/1999.*
- (53) *Lembit Opik, 'A ban on hunting with dogs won't save the life of a single fox', Electric Telegraph, 07/09/2004.*
- (54) 「狩猟がなくなれば、猟場の保全がなされなくなり、景観や生態バランスが変化する」といった主張である。
- (55) CAの会員の特徴は、「男性・高齢・高所得・政治的には保守的」というものであるが、インターネット等IT技術の利用には積極的であるという。農業地帯であるとともにシカ狩猟が盛んなデヴォンシャー・サマセットの近辺での組織率は高く、世帯5.1にのぼるといふ。Ward et al. (2003); Lusoli and Ward (2003); Milbourne (2003) および「バーミンガム委員会のサイトナリ」'Foresight' The Countryside Alliance's Campaign for Shooting, Memorandum to the Committee of Inquiry, 17/02/2000.
- (56) RSPCAなどの動物保護団体が狩猟禁止を政策として採用しようとしたのに対して仕掛けられた。Rob Evans and David Hencke, 'Pro-hunt alliance funded RSPCA infiltrator', *Guardian Unlimited, 28/04/2001.*
- (57) *Rootes (2003)*, 動物保護団体においても前述のとおり、RSPCAなどの穏健派と直接行動派の分岐が生じており、その活動が活発化している。

- (58) キツネ狩り禁止を支持する世論は七〇年代頃には五〇%程度であったものが、近年では六〇%から七〇%程度まで上昇してきている。MORI/CPHA, 'Most Say Hunting Should Not Be Legal', 11/2003. MORI/CPHA, 'Four In Five Find Hunting 'Cruel', 26/12/2002. MORI/CPHA, 'Poll Shows Public Support For Ban On Hunting', 18/03/2002. MORI/Mail on Sunday, 'Fox Hunting Poll', 14-15/07/1999. 443.
- (59) MORI, 'The Countryside March Survey', 23/09/2002. 444. John Leaman (MORI), 'Foxhunting : The Countryside United?', 20/09/2002.
- (60) 二〇〇二年九月の世論調査では、回答者の七三%が政府は今の問題に時間をかけすぎていると批判。MORI, 'Public Seeking End To Hunting Debate', 09/09/2002. Jackie Ashley, 'Quite Frankly, I don't care about the fate of the fox', *Guardian Unlimited*, 02/07/2003. トニー・ブレアは労働党議員の中に含まれた。Tony Wright, 'This is the worst form of hypocrisy', *Guardian Unlimited*, 12/10/2004.
- (61) Cmd 8256, 'Report of the Committee on Cruelty to Wild Mammals (June 1951)', 445. BBC News, 'Banning fox-hunting : A Timeline', 09/06/2000.
- (62) BBC News, Briefing : 'The Wild Mammals Bill', 28/11/1997.
- (63) Lucy Ward and Geoffrey Gibbs, 'Blair makes new hunt ban pledge', *Guardian Unlimited*, 09/07/1999. 背景として、前の総選挙において、狩猟禁止ロビーの「ロバート・アニマル・ロビー」(Political Animal Lobby (PAL))による一〇〇万ポンドを越える献金があったとの指摘もなされていた。PALは一九九〇年に設立され、ライターもこれに参加しているロビー団体で、当時の重要な政治家たち(ニール・キンock Neil Kinnock, クリス・ハンチン Chris Patten, バティ・アジント タウン Paddy Ashdown, ショーン・メイジャー John Major 等)とロケットを取ることに成功していた。(Ryder, 1998, Ch. 11)
- (64) Lucy Ward, 'Retreat signalled on hunt ban pledge', *Guardian Unlimited*, 27/09/1999.
- (65) Matthew Engel, 'Hunting lobby outfoxed in Bournemouth', *Guardian Unlimited*, 29/09/1999.
- (66) Michael White and Vifram Dodd, 'Ministers admit hunt ban hitch', *Guardian Unlimited*, 30/09/1999.
- (67) Ros Taylor, 'Delay on foxhunting ban likely', *Guardian Unlimited*, 03/11/1999.
- (68) 正式には「ハンティングとウェールズにおける猟犬を用いた狩猟に関する調査委員会」(Committee of Inquiry into Hunting with Dogs in England and Wales)である。Web サイトは <http://www.huntinginquiry.gov.uk/>
- (69) 'A committee of inquiry, not into whether hunting is right or wrong', *Guardian Unlimited*, 11/11/1999. 446. Ros

- Taylor, 'No hunting ban before inquiry, says Straw,' *Guardian Unlimited*, 11/11/1999.
- (70) <http://www.huntinginquiry.gov.uk/mainsections/report.pdf>
- (71) David Hencke, 'Row over hunting inquiry bias,' *Guardian Unlimited*, 24/01/2004.
- (72) Ward (1999)も狩猟によるキツネ狩りの持つ経済効果を推定している。しかしながらは狩猟の際に農家周辺が被る財産や家畜・ベジターへの損害も計算されている。
- (73) Patrick Wintour, 'Blow to anti-hunt campaigners,' *Guardian Unlimited*, 22/05/2000.
- (74) Nicholas Watt, 'Choice on hunting may end deadlock,' *Guardian Unlimited*, 06/04/2000.
- (75) Nicholas Watt, 'MPs try to 'flush out' Blair on law to ban fox hunting,' *Guardian Unlimited*, 13/05/2000.
- (76) Patrick Wintour, 'Cabinet agrees bill to ban fox hunting,' *Guardian Unlimited*, 09/06/2000. 445 Nicholas Watt, 'Straw offers five choices over future of fox hunting,' *Guardian Unlimited*, 08/07/2000.
- (77) 'MPs draw up 'third way' for hunting,' *Guardian Unlimited*, 07/08/2000.
- (78) Sarah Hall and Patrick Wintour, 'PM opts for fox hunting ban as cabinet divisions widen,' *Guardian Unlimited*, 12/01/2001.
- (79) Patrick Wintour, 'MPs vote for ban on fox hunting,' *Guardian Unlimited*, 18/01/2001. 445 'How MPs Voted,' *Guardian Unlimited*, 18/01/2001.
- (80) Patrick Wintour, 'Labour fight to keep hunt ban in manifesto,' *Guardian Unlimited*, 22/02/2001.
- (81) Sarah Hall, '600,000 of us will march on London, Countryside Alliance vows,' *Guardian Unlimited*, 20/10/2000. 445
- (82) Helen Carter, 'Two pro-hunting Labour MPs on extremists' hit list,' *Guardian Unlimited*, 12/03/2001.
- (83) Kamal Ahmed and Antony Barnett, 'Historic deal offers reprieve for hunting,' *Guardian Unlimited*, 25/03/2001.
- (84) Kamal Ahmed, '70 Labour peers will vote against hunt ban,' *Guardian Unlimited*, 11/03/2001. 445 Nicholas Watt, 'Peers vote against fox hunting ban,' *Guardian Unlimited*, 27/03/2001. 445 後者、トビリトー女男爵を通じてCIAからの働きかけは続けられていた。 Patrick Wintour, 'Peers compromise over hunting bill,' *Guardian Unlimited*, 02/04/2001.
- (85) MORIの調査によれば、有権者にとって狩猟を含む動物福祉というイシューの重要性は決して高くなかった。一方で、第二次ブレアにとっての優先されるべき政策として、病院の待ち時間の改善(六九%)、警察官の増員(三九%)、クラス・サイズの縮小(三八%)、低金利の維持(二六%)の次にキツネ狩りの禁止(八%)が挙げられている。キツネ狩り禁止についての

- 支持・不支持をみると、支持が五七％、不支持三二％となっている。(Worcester and Mortimore, 2001)。
- (86) 'Full text of the Queen's speech,' 4-45, 'The Queen's speech : other key areas,' *Guardian Unlimited*, 21/06/2001.)
- (87) David Hencke, Nicholas Watt and Michel White, 'Labour MPs force Blair on defensive,' *Guardian Unlimited*, 17/01/2002.
- (88) 'Hunting ban edges towards vote,' *Guardian Unlimited*, 27/02/2002. 4-45, 'Date set for hunting vote,' *Guardian Unlimited*, 28/02/2002.
- (89) Nicholas Watt, 'New move to outlaw hunting,' *Guardian Unlimited*, 28/02/2002.
- (90) ニコラス・ワットの発言。Middle Way Group から中間案を撤回した態度を批判する中で、猟犬の禁止は単に罾と射殺を増やしたと主張する議員が断つた。Nicholas Watt and Anne Perkins, 'MPs fear "middle way" deal on hunting,' *Guardian Unlimited*, 01/03/2002.
- (91) 全面禁止への支持票は一年前の投票結果三二七対一七四とほとんど変化がなかった。また、妥協を望んでいたはずのブレアが全面禁止案に投票したことが、政府の混乱振りが指摘されている。Nicholas Watt, 'MPs reject hunting ban fudge,' *Guardian Unlimited*, 19/03/2002, Julian Glover, 'Blair to vote for full hunting ban,' *Guardian Unlimited*, 18/03/2002. 4-45, George Jones, 'Hopes for hunting compromise confused as Blair votes for ban,' *Electric Telegraph*, 19/03/2002.
- (92) Patrick Wintour, 'Peers back middle way,' *Guardian Unlimited*, 20/03/2002.
- (93) Patrick Wintour, 'Hunt supporters offer an olive branch,' *Guardian Unlimited*, 20/03/2002, George Jones, 'Lords rejects MPs' vote for hunting ban,' *Electric Telegraph*, 20/03/2002.
- (94) Richard Kelly and Chris Pond (Parliament and Constitution Centre), 'Parliament Acts,' Standard Note SN/PC/675 (<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/notes/snpc-06675.pdf>). 4-45, 'House of Lords Briefing,' 'Reform and Proposals for Reform since 1900,' (<http://www.parliament.uk/documents/upload/HofLBPReform.pdf>)
- (95) 'Commons to force through hunting ban,' *Guardian Unlimited*, 21/03/2002.
- (96) George Jones, 'Labour goes in for the kill,' *Electric Telegraph*, 22/03/2002.
- (97) Patrick Wintour, 'Furious peers lose last change to veto hunt ban,' *Guardian Unlimited*, 22/03/2002.
- (98) Colin Brown, 'Some hunting is "necessary" says rural minister,' *Electric Telegraph*, 08/09/2002.
- (99) 'News in brief,' *Electric Telegraph*, 19/07/2002.
- (100) David Hencke, 'Pro-hunt militants targets Labour MPs,' *Guardian Unlimited*, 22/07/2002. 皇太子、ウーリアム王子、カ

- ミラ・ボールズ、ウエストミンスター公など王室関係者を始めとする有名人で狩猟を支持している人々もターゲットとして名前が挙がっていたとされる。Paul Harris, 'Fox-hunting celebrities named in militants' hit list', *Guardian Unlimited*, 01/09/2002.
- (101) Philip Johnston, 'Hunt march set to make its mark on history', *Electric Telegraph*, 07/09/2002.
- (102) 'Call to push through hunting ban wins backing', *Guardian Unlimited*, 03/10/2002. 保守党は狩猟法の問題に関して、それははっきりとした姿勢を示していなかったが、同日の保守党大会では、タンカン・スミス党首が将来の保守党政権は議員にあらゆる種類の狩猟禁止を覆すチャンスを与えること述べている。
- (103) 'Full text: Commons statement on hunting', *Guardian Unlimited* 03/12/2002. 446 Philip Pank, 'Fox hunting escapes total ban', *Guardian Unlimited*, 03/12/2002.
- (104) Nicholas Watt, 'Pro-hunt protesters try to storm parliament', *Guardian Unlimited*, 17/12/2002.
- (105) Michael White, 'New attempt to break hunting stalemate', *Guardian Unlimited*, 16/12/2002.
- (106) 'Blair faces revolt over registered foxhunting', *Electric Telegraph*, 04/12/2002. George Jones, 'Bitter fighting lies ahead as Labour Mps go in for the kill', *Electric Telegraph*, 04/12/2002.
- (107) Nicholas Watt and Rebecca Allison, 'Hunting compromise woos Labour rebels', *Guardian Unlimited*, 27/12/2002.
- (108) 委員会メンバーには狩猟禁止派のフォスターやブロン・ホロイターとミム・Alan Whitehead が含まれていた。
- (109) Patrick Wintour, 'Bill would ban fox hunting for sport', *Guardian Unlimited*, 17/01/2003.
- (110) Anne Perkins, 'Anti-hunting MPs give bill new teeth', *Guardian Unlimited*, 28/03/2003.
- (111) Patrick Wintour, 'No. 10 to allow vote on outright ban on hunting', *Guardian Unlimited*, 19/06/2003.
- (112) Nicholas Watt and Michael White, 'Blair wars of all or nothing' hunt vote', *Guardian Unlimited*, 27/06/2003. 447 'Hunting debate trapped in procedural row', *Guardian Unlimited*, 30/06/2003.
- (113) Nicholas Watt and Michael White, 'MPs back total ban on foxhunting', *Guardian Unlimited*, 01/07/2003. Nicholas Watt, 'Seize the moment' rallying cry to anti-hunting MPs', *Guardian Unlimited*, 01/07/2003.
- (114) 'Peers plan to amend hunting bill', *Guardian Unlimited*, 21/10/2003. Sarah Hall, 'Peers reverse ban on hunting', *Guardian Unlimited*, 22/10/2003.
- (115) Gerard Seanan, 'Countrywide campaigners march on Scottish parliament', *Guardian Unlimited*, 17/12/2001. 448 Kirsty Scott, 'Scottish hunts prepare for last hurrah', *Guardian Unlimited*, 31/12/2001.

- (116) Rural Rebels は二〇〇一年十二月にも、口蹄疫に関する調査委員会の設置が必要と訴えて、大型トラクタによるインフラメンズ・スロムランズを結集、高速道路の封鎖を行った。BBC News, "Rural rebels' blockade border," 14/12/2001. BBC News, "Rural Rebels 'put lives at risk,'" 07/02/2002. Ian Swanson, "Rural Rebels set to close roads into cry," *News. Scotsman.com*, 12/02/2002.
- (117) 元欧州問題担当相かつ、欧州コンヴェンションの責任者でもあった。
- (118) Sarah Hall, "New row on legality of forcing hunt ban," *Guardian Unlimited*, 27/12/2003.
- (119) 議会は、下院を通過した法案について、一ヶ月が経過した後、当該会期の最終日から一ヶ月前まで再提出された場合に適用される。
- (120) EDM 978, "Re-introduction of the hunting bill," 4-45 Nicholas Watt, "Anti-hunt MPs claim legal high ground," *Guardian Unlimited*, 19/04/2004.
- (121) Andrew Sparrow, "Hunt ban Bill is only manths away, says Hain," *Electric Telegraph*, 09/07/2004.
- (122) Andrew Sparrow, "Prescott interview casts doubts on timing of Bill," *Electric Telegraph*, 24/07/2004.
- (123) Michael White, "Blair gambles on ban delay," *Guardian Unlimited*, 09/09/2004.
- (124) Charles Clover, "Fox hunting will be illegal in two years, say minister," *Electric Telegraph*, 09/09/2004.
- (125) この中にはトーマン・フェリーの息子オーネイス・フェリーも含まれていた。Nigel Bunyan, "Pro-hunt campaigners besiege Blair at home," *Electric Telegraph*, 11/09/2004.
- (126) Tom Haggoid, "Ministers back early hunt ban," *Guardian Unlimited*, 14/09/2004, 4-45. "How MPs voted on the hunting ban," *Guardian Unlimited*, 16/09/2004.
- (127) Andrew Sparrow, "Ministers and Labour rebels in Hunting Bill deal," *Electric Telegraph*, 15/09/2004.
- (128) 狩猟禁止法と議会の関係について整理したものを「Oliver Bennett and Richard Kelly (House of Commons), "The Hunting Bill 2003/4 and the Parliament Acts" (SN/SC/3181), 12/11/2004.」を参照。
- (129) Patrick Wintour and Peter Heberington, "Invasion of the Commons," *Guardian Unlimited*, 16/9/2004. この中で Luke Tomlinson, John Holiday, Nick Wood などが、ウィリアム・ハリー両王子やプリンス・オヴ・ウェールズの狩猟・ポロ仲間であったり、あるいは元シエフを務めていたということが公にされたため、狩猟好きで一貫してキツネ狩りの支持を繰り返して表明し、「ノブ」は農村を知らないうちに「ノブ」の発言を行ってきた皇太子に対しても強い批判が向けられている。Josie Clarke, "Prince Charles tells Blair: 'Farmers are being treated worse than blacks or gays,'" *Electric Telegraph*, 22/09/2002.

- 'Prince Charles weighs in on fox hunting ban,' *International Herald Tribune Online*, 25/09/2002. Roy Hattersley, 'Why Charles must disown his friends,' *Guardian Unlimited*, 20/09/2004. George Jones, 'Hunt brawl in Commons,' *Electric Telegraph*, 16/09/2004. BBC News, 'Pro-hunt protesters storm Commons,' 15/09/2004. ㊦㊧㊨ 'Hain criticises' antiquated 'security,' 16/09/2004. ㊩㊪ 女王カメリア政府の狩猟法をめぐるとする農林政策全般に不満を述べ、このように報道からやむを得ず。 Andrew Anderson, 'Queen is 'exasperated by Blair's ignorance of countryside,' *Electric Telegraph*, 19/09/2004.
- (10) Charles Clover, 'Hunt demos halt minister's roam,' *Electric Telegraph*, 19/09/2004. Andrew Sparrow, 'Hunting minister forced to cancel new appearance,' *Electric Telegraph*, 21/09/2004.
- (11) Melissa Kite, 'Hunt ban is revenge for Thatcher's defeat of the miner, say Labour MP,' *Electric Telegraph*, 19/09/2004.
- (12) Charles Clover, 'Pro-hunt protesters disrupt conference,' *Electric Telegraph*, 29/09/2004.
- (13) Sarah Hall, 'Peers to suggest licensed foxhunting in bill amendment,' *Guardian Unlimited*, 11/10/2004. ㊫㊬ Brendaan Carlin, 'Ministers hope for deal over hunting,' *Electric Telegraph*, 25/10/2004.
- (14) Michael White, 'Peers defiant in vote for hunting under licence,' *Guardian Unlimited*, 27/10/2004.
- (15) Patrick Wintour, 'MPs go for kill in final rites for foxhunting,' *Guardian Unlimited*, 12/11/2004. ㊭㊮ 政府が進めた二〇〇六年からの執行とどう妥協を軸として、労働党の反狩猟議員が望む二〇〇五年の前半から狩猟を禁止する方向にもしつづけたための策であった。これにより、狩猟法執行に関わる混乱が総選挙に影響するのを懸念する政府から妥協を引き出すという目論見があったとされる。 Andrew Sparrow, 'Peers back play to delay hunt Bill,' *Electric Telegraph*, 12/11/2004. ㊯㊺ Melissa Kite, 'Peers plan 'kamikaze' vote on hunting ban,' *Electric Telegraph*, 14/11/2004.
- (16) Patrick Wintour, 'MPs stand firm to ban hunting,' *Guardian Unlimited*, 17/11/2004.
- (17) Patrick Wintour, 'Parliament Act brings an end to 700 years of hunting,' *Guardian Unlimited*, 19/11/2004. ㊻㊼ Simon Jeffery, 'Hunting could continue until after next election,' *Guardian Unlimited*, 23/12/2004.
- (18) Mark Oliver, 'Court backs hunting ban,' *Guardian Unlimited*, 28/01/2005.
- (19) Melissa Kite, 'Army' forced to cancel exercises 'as farmers revolt over hunt ban,' *Electric Telegraph*, 24/10/2004.
- (20) Countryside Alliance, 'Guide to lobbying MPs on the Hunting Bill' (04/10/2004). キューベントンのウェブサイトに Webote による 'Hunting Handbook 2005: What You Need to Know About Hunting within the Law,' ㊽㊾㊿ Jamie Doward and Gabby Hinsliff, 'Hunt to test legal loopholes' *Guardian Unlimited*, 12/26/2004.
- (22) Countryside Alliance, 'Hunts will meet as normal on 19th February,' 10/12/2004. ㊿㊿㊿ Laura Smith, 'Hunts will meet day

- after ban, says Countryside Alliance', *Guardian Unlimited*, 11/12/2004.
- (143) 二〇〇四・一四のトランプのスコーク。Directgov (<http://www.number10.gov.uk/output/page6333.asp>) 4-45, ePolitix.com, 'PM urged to tackle climate change', 24/01/2005.
- (144) 二〇〇四年七月一四日には DEFRA が下院に動物福祉改正法案 *Animal Welfare Bill* のエントリ 'Department for Environment, Food and Rural Affairs/Welsh Assembly Government-Launch of the Draft Animal Welfare Bill' (Cm 6252) が下院に提出された。DEFRA のウェブページは <http://www.defra.gov.uk/animalh/welfare/bill/index.htm>。
- (145) 'Animal Welfare-Human Rights: protecting people from animal rights extremist' (July 2004)
- (146) Tania Branigan, 'New law against animal activists', *Guardian Unlimited*, 21/01/2005.
- (147) 一九九七年総選挙以降の保守党の低迷については Garnett and Lynch (2003), 梅津 (2002), 拙稿 (2002; 2003) を参照のこと。
- (148) イギリスの環境運動・環境政党の弱さについて「政治的機会構造」*political opportunity structure* 論的観点からの説明を試みたものとして、Rootes (1992)。
- (149) 農村部の人口が一／四を超える選挙区（八六議席）における政党支持をみると、一九九七年選挙では保守党三八・一％、労働党二六・一％に対し、二〇〇一年はそれぞれ四一・一％、二四・六％である。農村部人口が五十二・二五％の選挙区（二二八議席）でも保守党が労働党を若干リードしている。農村部では依然として保守党支持が強く、しかも一九九七年から二〇〇一年にかけてそのリードは拡大している (Worcester and Mortimore, 2001, 209-17)。二〇〇〇年五月に行われたBBCとICMによる世論調査で、労働党政府の農村に対するケアが不十分であるという不満が明らかにされている。「政府は農村のニーズを理解しているか」に、No」と答えたのは61％。「労働政権になって暮らしてはどうなったか」という問いに42％がWorse off」と回答している。BBC News, 'Rural communities 'being neglected'', 13/05/2000, 4-45, ICM Research Countryside Poll (May 2000). 政党支持の地理的分布の詳細は Ward (2002) を参照せよ。
- (150) 燃料危機は移動に自動車を使うことにより大きい打撃を与えたため、Rural Rebels による道路封鎖などの抗議行動を招いている。
- (151) CAを「新しい社会運動」*new social movement* の一種としての「農村運動」*rural movement* ととらえ、その特質を把握しようとした論考として、Woods (2003)。CAの活動においてインターネットなど情報技術の果たした役割を検討したものとして、Lusoli and Ward (2003) がある。ただし、先述したとおり参加者の社会的属性は、反核運動や環境運動など典型的とされる「新しい社会運動」とは異なっている。またCAは農村の問題全般を活動の対象とすることを掲げているが、あまりにも狩猟問題にエネルギーを傾けすぎるといふ批判も存在している。CAを中心として行われた大規模デモは、本来口蹄疫発生お

よびBSE騒動以来の不況・貧困など、農村問題一般を訴えるためのものであったはずなのに、狩猟継続派に「乗っ取られ」てしまったという主張もなされる。Mark Townsend, 'Pro-hunting groups "hijack" country march,' *Guardian Unlimited*, 22/09/2002.

- (152) 有罪とされれば最高で五ヶ月の禁固または五、〇〇〇ポンドの罰金刑となる。
- (153) Website は <http://www.leagueuk.com/>
- (154) Gerard Seenan, 'Scots hunter cleared in test case,' *Guardian Unlimited*, 11/12/2004. 347 Sarah Left and agencies, 'Man cleared in Scottish hunting case,' *Guardian Unlimited*, 10/12/2004.
- (155) MORI/LACS, 'The New Hunting Law,' 27/12/2004.